



山 北 町

子ども・子育て支援事業計画

＜平成 27～31 年度＞

神奈川県山北町

平成 2 7 年 3 月

は じ め に

近年、未婚率の上昇、出生率の低下、晩婚化による少子化に歯止めが利かず、社会全体の活力の低下を懸念する声が高まっています。

これらの少子化の流れに対し、国においては、平成6年の「エンゼルプラン」に始まり、平成11年の「新エンゼルプラン」、平成16年の「子ども・子育て応援プラン」により、子育てと仕事の両立、地域における子育て支援の視点を提示しました。また、平成22年には、今後の子育て支援の方向性についての総合的なビジョンである「子ども・子育てビジョン」が策定され、多様な保育サービスの提供、幼児教育と保育の質の向上、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的な制度の構築を推進してきました。

山北町においても、少子高齢化が加速化していることから、その対策として平成17年度から平成26年度までを計画期間とする「山北町次世代育成支援行動計画」を策定し、誰もが安心して子育てができるような地域づくりを推進するための施策の展開を図って参りました。

そして、平成24年、いわゆる「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年度からの新制度のもと、全ての家庭を対象に地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実が図られます。これを受け、山北町では、子育てがしやすい社会を実現するため、これまでの次世代育成支援行動計画を継承し、更なる総合的な子育て支援の充実・推進を図るべく、「山北町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

今後は、本計画の推進により、町民の皆様の希望する保育サービスを提供し、多様な子育てが実現できる町に向けて全力で取り組んでいきたいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提案をいただきました多くの町民の皆様をはじめ、熱心にご審議賜りました山北町子ども・子育て会議委員の皆様や関係者の皆様に対し、厚くお礼申し上げます。また、今後とも山北町の子育て支援対策へのご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

平成27年3月

山北町長 湯 川 裕 司

目 次

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景及び趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	3

第2章 子どもを取り巻く現状

1 山北町の概況	4
2 人口と世帯の状況	5
3 就業の状況	9
4 女性の就業状況	10
5 配偶関係の状況	12
6 出生率・合計特殊出生率の推移	13
7 児童数の状況	15

第3章 子育て支援の状況

1 教育の取り組み	17
2 保育の取り組み	19
3 地域型保育事業・子育て支援事業の状況	22

第4章 子ども・子育て支援制度施行事前調査の概要

1 調査の目的	30
2 調査の設計	30
3 回収結果	30
4 調査項目	31
5 調査結果を見る上での注意事項	31
6 調査結果の概要	32

第5章 施策の展開

1 教育・保育提供区域の設定	57
2 保育の必要性の事由と認定区分	57
3 ニーズ量の見込みに対応した確保方策（実施内容及び実施時期の目標）	58
4 教育・保育及び地域型保育事業の確保方策	59
5 地域子ども・子育て支援事業の確保方策	64
6 その他の子ども・子育て関連事業の目標	68
7 認定こども園の普及に係る基本的な考え方	70
8 教育・保育施設及び地域型保育事業者等との連携の推進	70
9 多様な事業者の参入意向の把握と参入促進	70

第6章 計画の推進

- | | | |
|---|------------------------------|----|
| 1 | 計画の推進体制 | 71 |
| 2 | 専門的な知識及び技術を要する支援に関する神奈川県との連携 | 71 |
| 3 | 進捗状況の管理 | 71 |

資料編

- | | |
|------------------|----|
| 山北町子ども・子育て会議条例 | 72 |
| 山北町子ども・子育て会議審議経過 | 74 |
| 山北町子ども・子育て会議委員名簿 | 75 |

第1章

計画の概要

- 1 計画策定の背景及び趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間
- 4 計画の策定体制

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景及び趣旨

わが国の子育て支援対策の経緯は、平成6年の文部・厚生・労働・建設4大臣合意に基づく「エンゼルプラン」をはじめ、平成13年に「仕事と子育ての両立支援等の方針（待機児童ゼロ作戦等）」、平成15年に「少子化対策基本法」と、少子化を背景に総合的な施策が講じられてきており、同年、「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体や事業主に行動計画を策定することが義務付けられ、山北町においては、「山北町次世代育成支援行動計画」を策定し、平成17年度から平成21年度までを前期計画、平成22年度から平成26年度までを後期計画として、地域の子育て支援体制づくりを推進してまいりました。

そして、多様性を増す子育てのあり方、それをめぐる社会・経済・環境の変化による課題に対応し、誰もが子育てのしやすい、すべての子どもが健やかに育つ社会にしていくために、地域での子どもや子育て家庭を包括的に支援する新しい子ども・子育ての仕組みを構築するための「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に成立しました。

この法律の趣旨は、新たな子育て支援の仕組みである「子ども・子育て支援新制度」として、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保及び教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指し、関連3法のうちの1つである「子ども・子育て支援法」により、市町村は5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられています。

この計画は、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、平成27年度から本格施行する「子ども・子育て支援法」の考え方を基本に、子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、妊娠、出産期から学童期に至るまでの子どもとその家庭を切れ目なく支援することにより、一人ひとりの子どもが健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境を整備することを目的に策定するものです。

【子ども・子育て関連3法とは】

子ども・子育て新制度の構築にあたり、必要となる事項を定めた次の3つの法律を合わせて子ども・子育て関連3法と呼びます。

- ① 子ども・子育て支援法
- ② 認定こども園法の一部を改正する法律
- ③ 関係法律の整備等に関する法律（児童福祉法の改正等）

質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」の普及を図る。

保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

地域のニーズを踏まえ、認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業などを計画的に整備し、待機児童の解消や多様な教育・保育の充実を図る。

地域の子ども・子育て支援の充実

地域のニーズに応じ、子ども・子育てに関する様々なニーズに応えられるように、子ども・子育て支援の充実を図る。

2 計画の位置付け

(1) 法的位置付け

「山北町子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援法」に掲げられる基本理念（第2条）、と市町村の責務（第3条第1項）を踏まえ、同法第61条第1項に計画策定の根拠が規定されています。

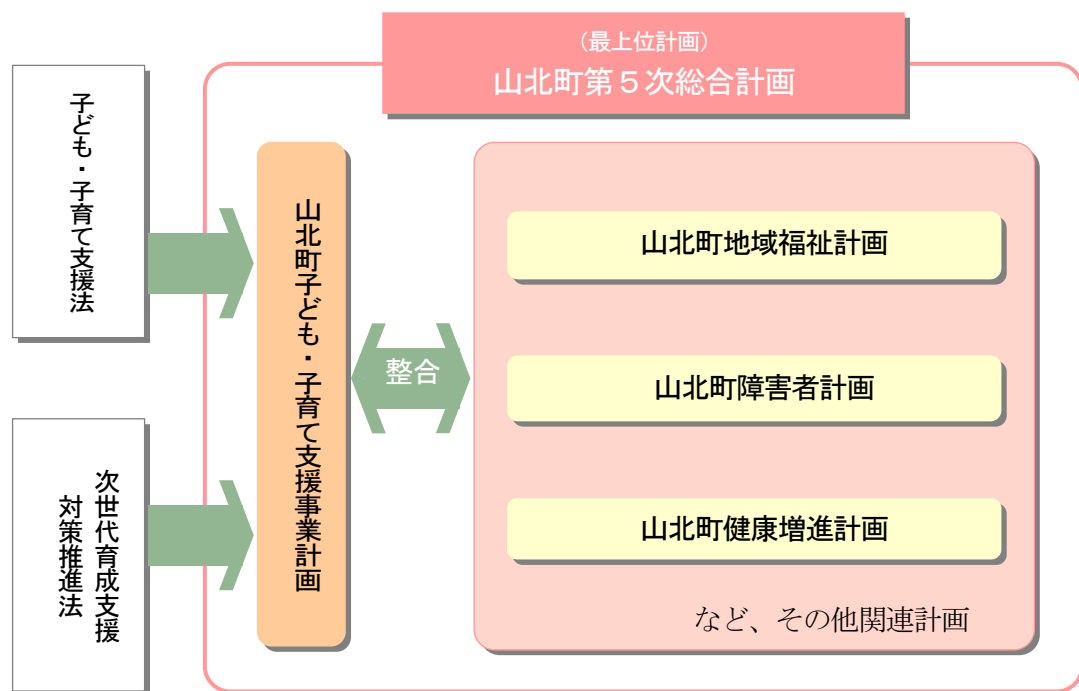
また、同法第77条に基づき、条例により設置している「山北町子ども・子育て会議」で委員の意見を聴取して策定しています。

(2) 関連計画との関係

「山北町子ども・子育て支援事業計画」は、町における最上位計画である「山北町第5次総合計画」において、子育て支援の総合的推進に関する事項として重要な位置付けがされており、山北町地域福祉計画や山北町障害者計画等、関連する諸計画と連携・調和を図り、適切に施策を推進していきます。

また、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」では、次世代育成支援対策推進法に基づき作成する地域行動計画に記載して実施している次世代育成支援対策に係る分析、評価を行うこととされています。これを受け、平成27年度までの時限立法であった次世代育成支援対策推進法が、平成26年4月、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律により10年間の延長が決定しました。

しかし、新たな地域行動計画の作成は任意化されたことに加え、地域行動計画は子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして作成が可能となっていることから、今般策定する「山北町子ども・子育て支援事業計画」は、「山北町次世代育成支援行動計画（後期計画）」の内容を継承及び反映させた一体のものとし、切れ目のない子ども・子育て支援を推進するものとします。



3 計画の期間

この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づき、平成 27 年度（2015 年度）を初年度とし、平成 31 年度（2019 年度）までの 5 年間で 1 期として策定します。

平成 26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
策定					

4 計画の策定体制

この計画の策定にあたって、平成 25 年度に就学前の児童の保護者を対象としたアンケート調査である「山北町子ども・子育て支援制度施行事前調査」を実施し、教育・保育のニーズ量を算出しました。この調査の結果を踏まえ、子育て当事者等の意見を反映するとともに、町における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、公募による町民、学識経験者、子育て関連事業従事者等で構成する「山北町子ども・子育て会議」を条例により設置し、計画の内容等の審議を行いました。

第2章

子どもを取り巻く現状

- 1 山北町の概況
- 2 人口と世帯の状況
- 3 就業の状況
- 4 女性の就業状況
- 5 配偶関係の状況
- 6 出生率・合計特殊出生率の推移
- 7 児童数の状況

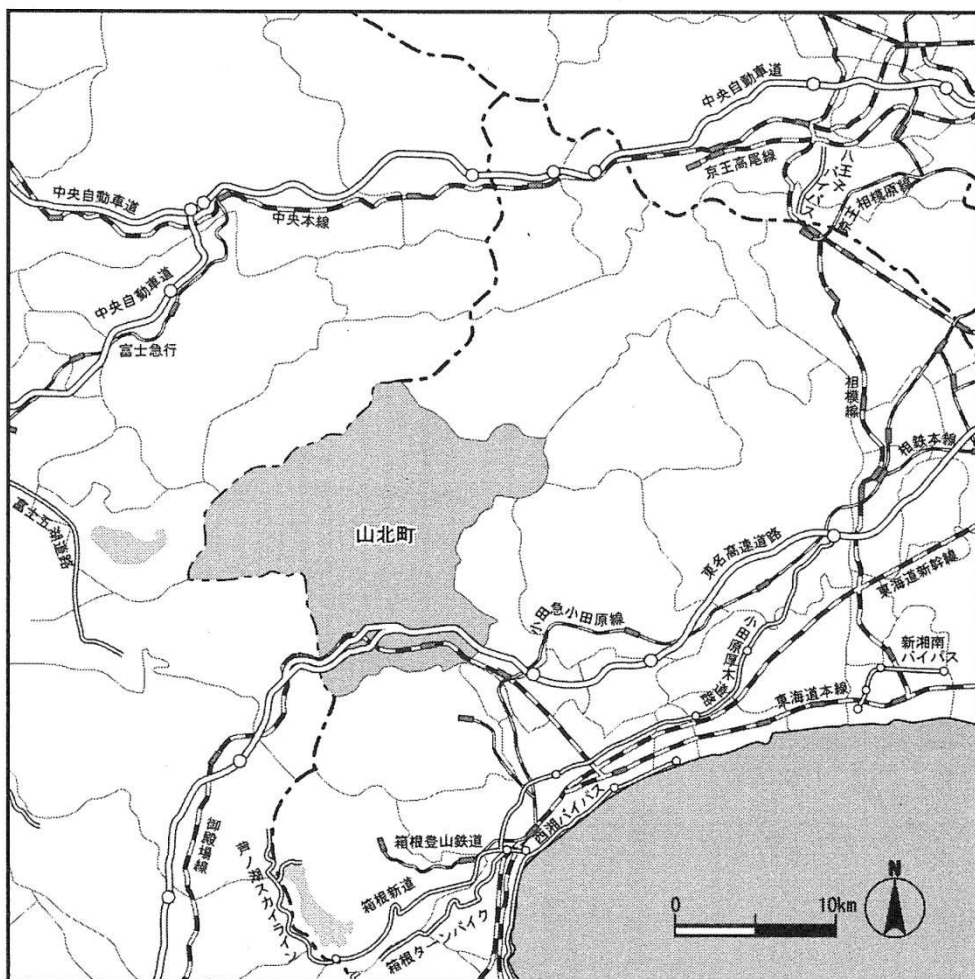
第2章 子どもを取り巻く現状

1 山北町の概況

山北町は、神奈川県西北部に位置し、山梨県道志村、山中湖村、静岡県小山町と隣接する県境の町です。昭和 30 年に共和、清水、三保の 3 村が合併し、さらに北足柄村平山、松田町高松を編入して、現在の山北町となりました。

町の中心は、北緯 35 度 21 分 27 秒、東経 139 度 5 分 13 秒に位置し、南部地域を横断する酒匂川流域の平坦地に、中心的市街地・集落が形成されています。町域は、東西 23.0 km、南北 20.5 km に及び、神奈川県内でも第 3 位の広さを有しています。面積は 224.61k m² で、約 90% が丹沢大山国定公園や県立丹沢大山自然公園などを含む、丹沢山塊の森林原野で占められる山岳地帯となっています。交通手段としては、御殿場線や東名高速道路、国道 246 号、主要地方道の 2 路線、一般県道 8 路線が挙げられます。世界文化遺産・富士山の景観、雄大な山々、美しい湖、温泉など、東京から約 80 km の至近距離にありながら豊かな自然が残る山北町には、自然を求め多くの観光客が訪れています。

また、市街地の平均気温は 16℃ 前後ですが、三保地区の山間部では 13～14℃ と 2～3℃ の開きがあります。年間雨量は、市街地では 2,700～2,800 mm、丹沢湖周辺（三保地区）では 2,000～2,100 mm と日本の平均を上回っており、全般に温暖で雨量の多い町となっています。



2 人口と世帯の状況

(1) 総人口と総世帯の状況

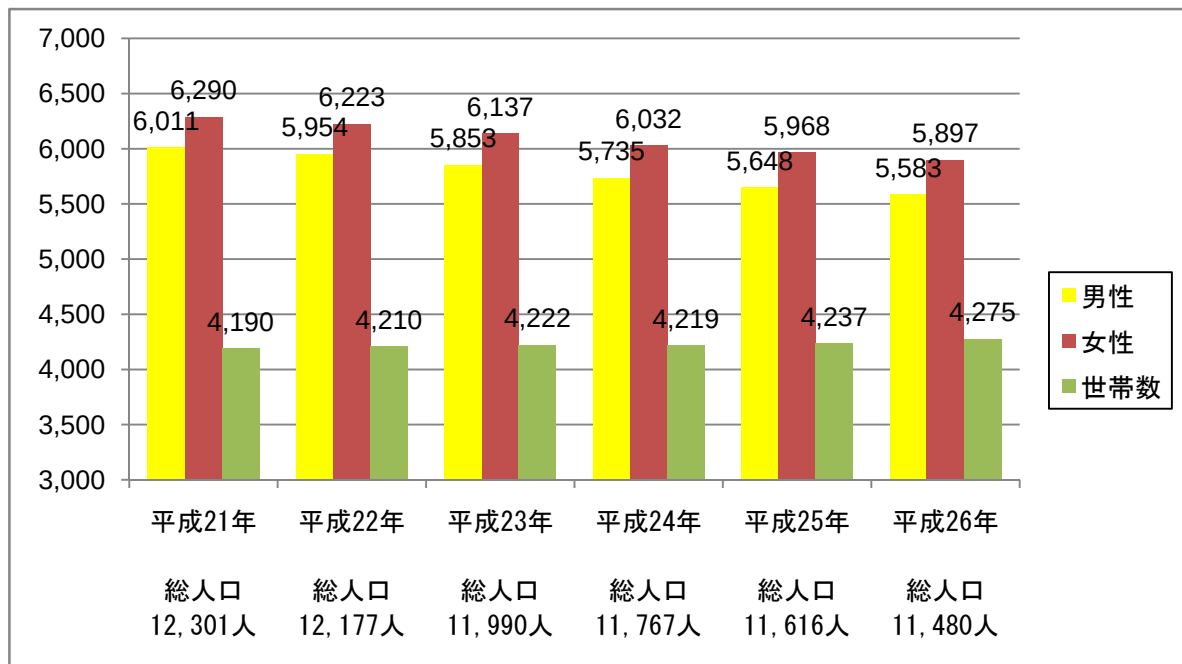
本町の総人口は、平成 26 年 4 月 1 日現在、11,480 人となっています。平成 23 年以降、総人口は 12,000 人を下回り、年間 150 から 200 人程度減少しています。

また、平成 26 年の世帯数は 4,275 世帯で、平成 21 年から約 4,200 世帯で推移しています。一方、1 世帯あたりの人口は減少傾向にあり、平成 20 年に初めて 3 人を下回って以来、減少を続けていることから、世帯の少人数化が進んでいることが分かります。

区 分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総人口	12,301 人	12,177 人	11,990 人	11,767 人	11,616 人	11,480 人
	男性	6,011 人	5,954 人	5,853 人	5,735 人	5,583 人
	女性	6,290 人	6,223 人	6,137 人	6,032 人	5,897 人
世帯数	4,190 世帯	4,210 世帯	4,222 世帯	4,219 世帯	4,237 世帯	4,275 世帯
1 世帯あたり人口	2.94 人	2.89 人	2.84 人	2.79 人	2.74 人	2.69 人

【資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）】

■総人口と総世帯の状況■



（２）年齢３区分別人口の推移

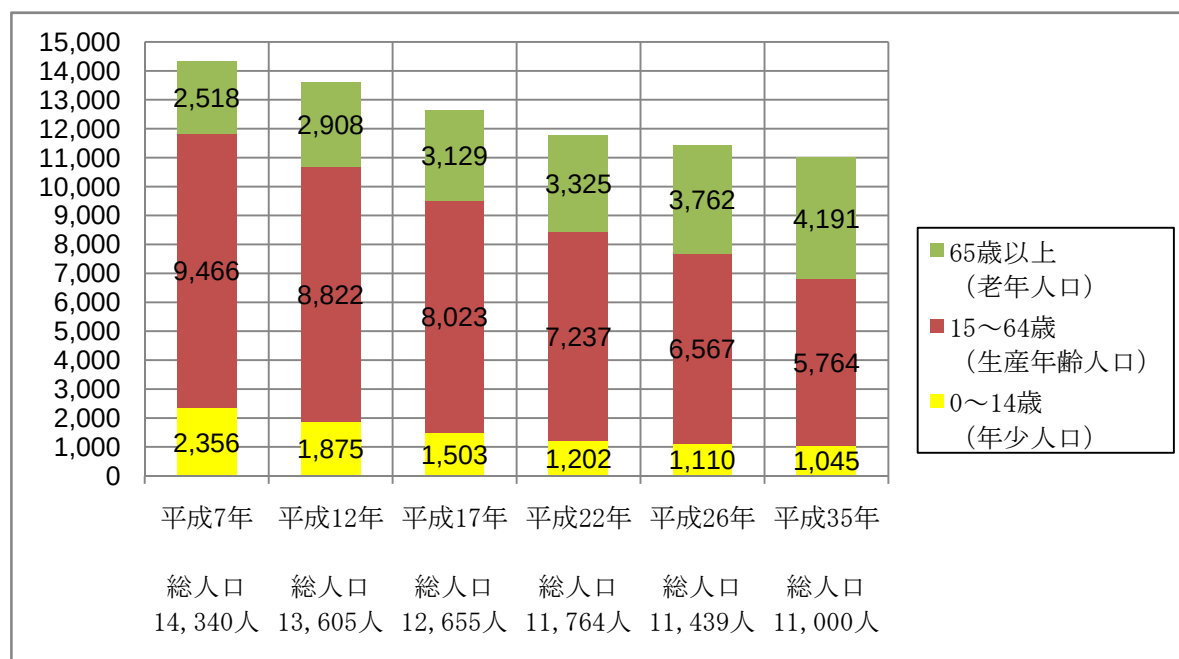
年齢３区分別人口の推移をみると、年少人口（０～１４歳）及び生産人口（１５～６４歳）の２区分が著しく減少傾向にあります。平成２２年と平成２６年を比較すると、年少人口は０.５ポイント減少し、１０ポイントを下回りました。

一方で、高齢人口（６５歳以上）は増加傾向が加速しており、平成１７年から平成２２年を比較すると、３.６ポイントの上昇であったのに対し、平成２２年から平成２６年を比較すると４.６ポイントの上昇となっており、短期間で急激に増加していることがわかります。

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成26年	平成35年
総人口	14,340	13,605	12,655	11,764	11,439	11,000
0～14歳	2,356	1,875	1,503	1,202	1,110	1,045
年少人口	16.4%	13.8%	11.9%	10.2%	9.7%	9.5%
15～64歳	9,466	8,822	8,023	7,237	6,567	5,764
生産年齢人口	66.0%	64.8%	63.4%	61.5%	57.4%	52.4%
65歳以上	2,518	2,908	3,129	3,325	3,762	4,191
老年人口	17.6%	21.4%	24.7%	28.3%	32.9%	38.1%
世帯数	4,000	4,014	3,953	3,954	4,301	3,729
1世帯あたり人数	3.59	3.39	3.20	2.98	2.66	2.95

【資料：国勢調査（平成７～２２年）、住民基本台帳（平成２６年）、推計（平成３５年）】

■年齢３区分別人口の推移■



(3) 人口動態

平成20年から平成24年までの人口動態について、自然動態では死亡が出生を上回る自然減の状態が続いており、平成24年の自然減少は89人となっています。

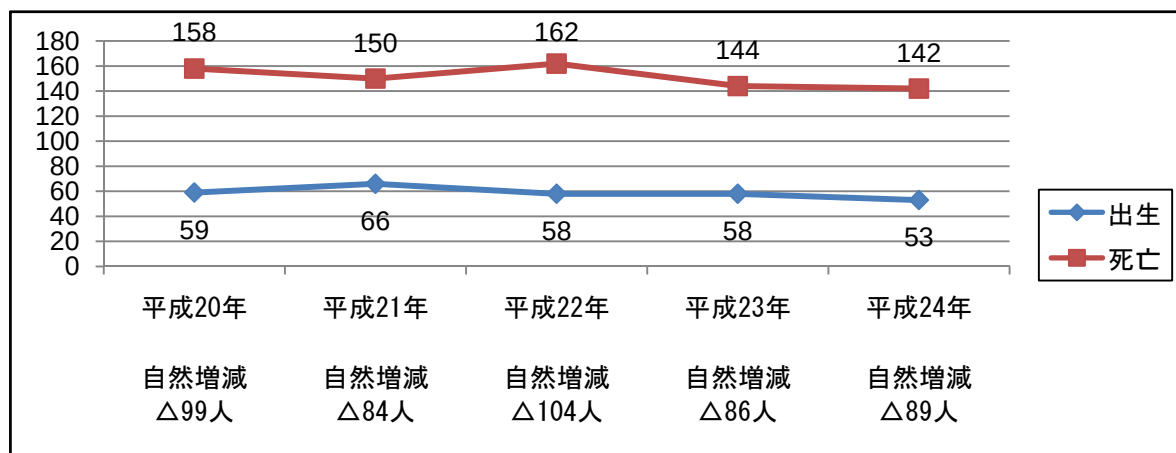
また、社会動態においても、転出が転入を上回る社会減少の状態が続いています。減少幅は、平成20年に初めて100を割り込んだものの、平成23年には再び盛り返し、平成24年の社会減少は132人となっています。

自然増減と社会増減とを積み上げた人口増減では、平成24年に221人減となっています。

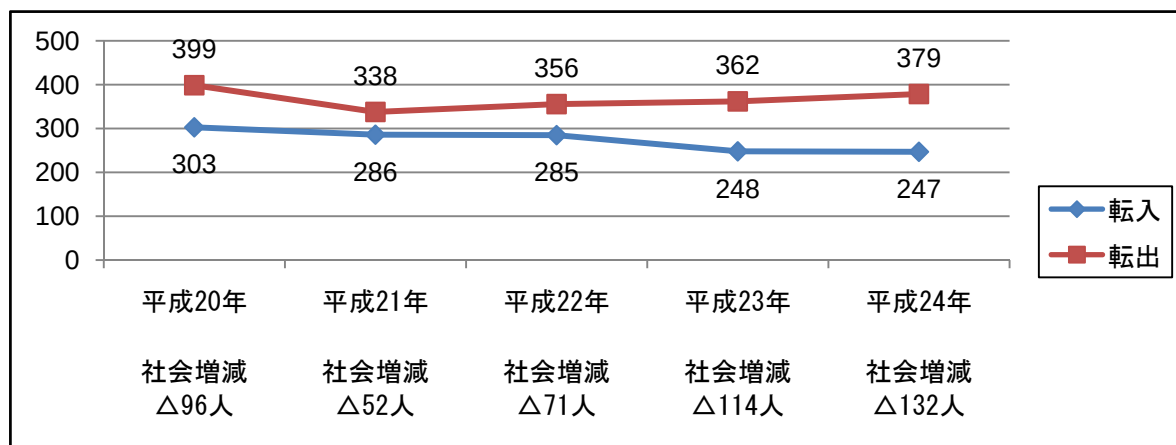
			平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
人口増減			△ 195	△ 136	△ 175	△ 200	△ 221
人口動態	自然動態	出生	59	66	58	58	53
		死亡	158	150	162	144	142
		自然増減	△ 99	△ 84	△ 104	△ 86	△ 89
	社会動態	転入	303	286	285	248	247
		転出	399	338	356	362	379
		社会増減	△ 96	△ 52	△ 71	△ 114	△ 132

【資料：人口統計調査】

■人口動態の推移（自然増減）■



■人口動態の推移（社会増減）■



（４）世帯類型の推移

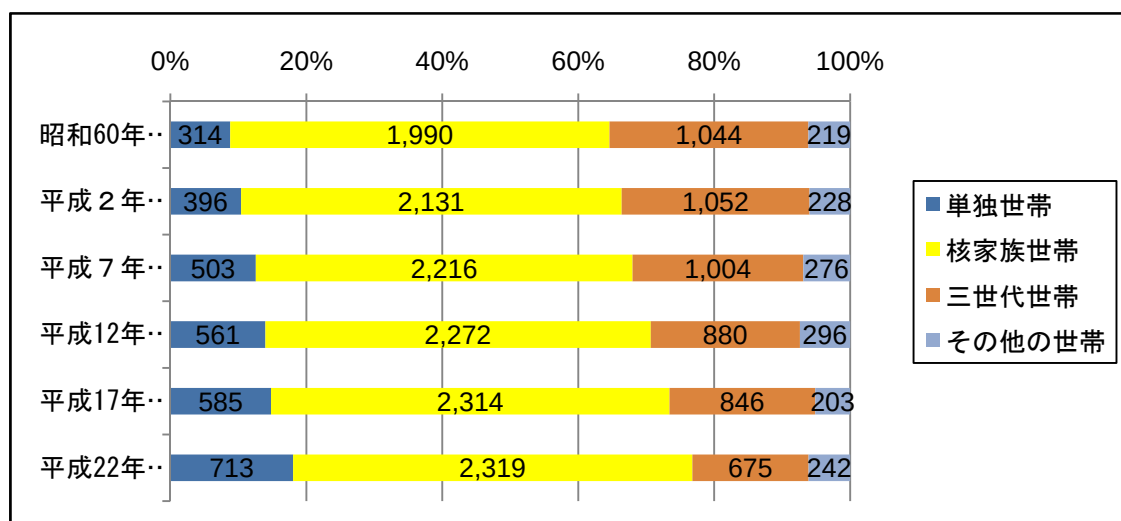
世帯類型の推移については、一般世帯は平成12年までは増加傾向にあり、以降はほぼ横ばいとなっています。

内訳を見ると、単独世帯数は、平成7年の12.6%に対し、平成22年では5.5ポイント増の18.1%、同様に核家族世帯では平成7年の55.4%に対し、平成22年では3.3ポイント増の58.7%と、単独世帯、核家族世帯ともに増加傾向にあります。対して、3世代世帯は顕著に減少しており、前述を踏まえ、少子高齢化を明確に反映した値となっています。

区 分		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
単独世帯	世帯数	314	396	503	561	585	713
	構成比	8.8%	10.4%	12.6%	14.0%	14.8%	18.1%
核家族世帯	世帯数	1,990	2,131	2,216	2,272	2,314	2,319
	構成比	55.8%	56.0%	55.4%	56.7%	58.6%	58.7%
夫婦のみの世帯	世帯数	334	416	521	632	703	756
	構成比	9.4%	10.9%	13.0%	15.8%	17.8%	19.1%
夫婦と未婚の子のみの世帯	世帯数	1,454	1,466	1,413	1,294	1,223	1,149
	構成比	40.8%	38.5%	35.3%	32.3%	31.0%	29.1%
ひとり親と未婚の子のみの世帯	世帯数	202	249	282	346	388	414
	構成比	5.7%	6.5%	7.1%	8.6%	9.8%	10.5%
三世代世帯	世帯数	1,044	1,052	1,004	880	846	675
	構成比	29.3%	27.6%	25.1%	22.0%	21.4%	17.1%
その他の世帯	世帯数	219	228	276	296	203	242
	構成比	6.1%	6.0%	6.9%	7.4%	5.1%	6.1%
合 計（一般世帯数）		3,567	3,807	3,999	4,009	3,948	3,949

【資料：国勢調査】

■世帯類型の推移■



3 就業の状況

総就業人口は、平成 12 年以降、総人口の減少に伴って減少傾向に転じ、平成 22 年では 5,857 人となっています。

産業別就業人口を見ると、1 次産業は減少傾向にあり、昭和 60 年と平成 22 年を比較すると、5 ポイント減少しています。また、2 次産業も平成 7 年以降に減少傾向にあり、昭和 60 年と平成 22 年を比較すると、10.5 ポイント減少しています。

3 次産業については、平成 7 年まで増加傾向にありましたが、以降は減少傾向に転じ、平成 22 年では 3,637 人と、昭和 60 年当時の値に近づいています。しかし、総就業人口に占める 3 次産業の割合は最も高く、昭和 60 年から連続して増加しており、昭和 60 年と平成 22 年を比較すると、14.1 ポイント増と顕著な伸びを示しています。

		昭和60年	平成 2 年	平成 7 年	平成12年	平成17年	平成22年
総 人 口		14,082 人	14,342 人	14,340 人	13,605 人	12,655 人	11,764 人
総就業人口	(人 数)	7,079 人	7,477 人	7,555 人	6,949 人	6,459 人	5,857 人
	(人口比)	50.3%	52.1%	52.7%	51.1%	51.0%	49.8%
1 次産業	(人 数)	793 人	690 人	654 人	493 人	441 人	362 人
	(就業人口比)	11.2%	9.2%	8.7%	7.1%	6.8%	6.2%
	農 業	752 人	641 人	609 人	462 人	410 人	331 人
	林業・狩猟業	38 人	44 人	38 人	30 人	25 人	28 人
	漁業・水産養殖業	3 人	5 人	7 人	1 人	6 人	3 人
2 次産業	(人 数)	2,876 人	2,930 人	2,765 人	2,421 人	2,035 人	1,762 人
	(就業人口比)	40.6%	39.2%	36.6%	34.8%	31.5%	30.1%
	鉱 業	59 人	33 人	39 人	27 人	16 人	18 人
	建設業	548 人	653 人	627 人	606 人	474 人	433 人
	製造業	2,269 人	2,244 人	2,099 人	1,788 人	1,545 人	1,311 人
3 次産業	(人 数)	3,400 人	3,853 人	4,120 人	4,002 人	3,929 人	3,637 人
	(就業人口比)	48.0%	51.5%	54.5%	57.6%	60.8%	62.1%
	卸売・小売業・飲食業	940 人	1,098 人	1,132 人	1,133 人	1,266 人	842 人
	金融・保険業・不動産業	161 人	185 人	216 人	187 人	157 人	173 人
	運輸・通信業	660 人	606 人	627 人	574 人	564 人	513 人
	電気・ガス・熱供給・水道業	81 人	75 人	77 人	62 人	45 人	32 人
	サービス業	1,319 人	1,628 人	1,794 人	1,786 人	1,656 人	1,852 人
	公務・その他	239 人	261 人	274 人	260 人	241 人	225 人
分類不能の産業		10 人	4 人	16 人	33 人	54 人	96 人
		0.1%	0.1%	0.2%	0.5%	0.8%	1.6%

【資料：国勢調査】

4 女性の就業状況

(1) 女性就業者数

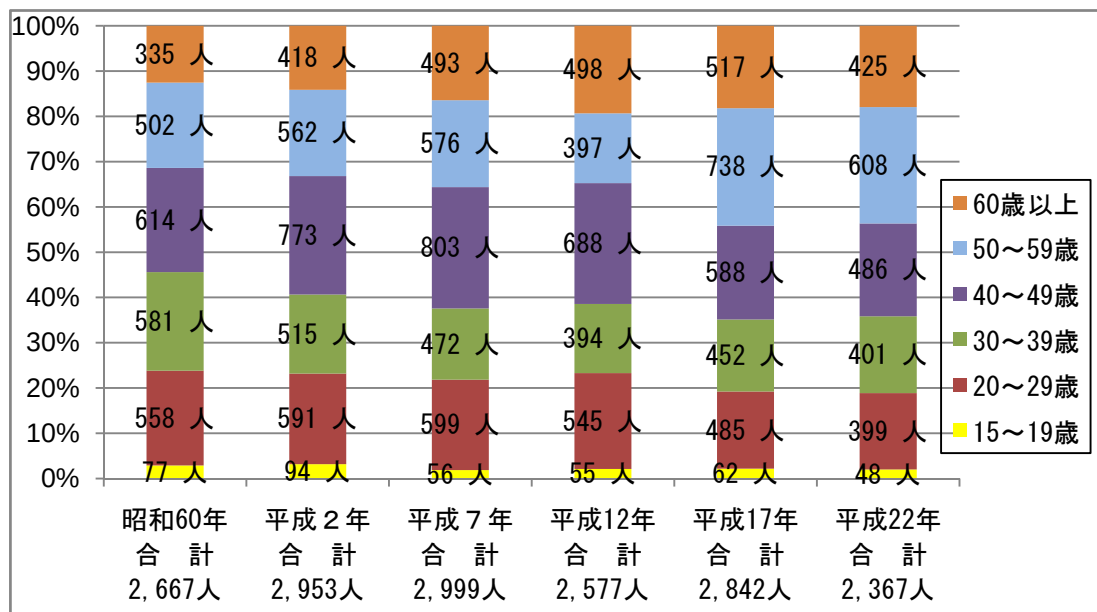
女性就業者数を見ると、人口減少に伴い、就業者数も減少しています。

一方、年代別の構成比を見ると、20～29歳、40～49歳の減少傾向が目立ちますが、全体的な流れのうえでは、さほど変化は見られません。

		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
15～19歳	就業者	77人	94人	56人	55人	62人	48人
	人口	502人	518人	490人	448人	346人	295人
20～29歳	就業者	558人	591人	599人	545人	485人	399人
	人口	856人	822人	855人	748人	647人	555人
30～39歳	就業者	581人	515人	472人	394人	452人	401人
	人口	1,051人	934人	800人	668人	650人	570人
40～49歳	就業者	614人	773人	803人	688人	588人	486人
	人口	903人	1,048人	1,149人	976人	793人	662人
50～59歳	就業者	502人	562人	576人	397人	738人	608人
	人口	939人	955人	921人	1,061人	1,087人	914人
60歳以上	就業者	335人	418人	493人	498人	517人	425人
	人口	1,448人	1,701人	1,956人	2,141人	2,272人	2,481人
合 計	就業者	2,667人	2,953人	2,999人	2,577人	2,842人	2,367人
	人口	5,699人	5,978人	6,171人	6,042人	5,795人	5,477人

【資料：国勢調査】

■女性の就業状況■



(2) 女性就業率

女性の人口に対する就業率を見ると、30～39歳の就業率が顕著に伸びてきており、昭和60年～平成12年では50%代であったものの、平成17年には69.5%、平成22年にはさらに増加し、70.4%となっています。

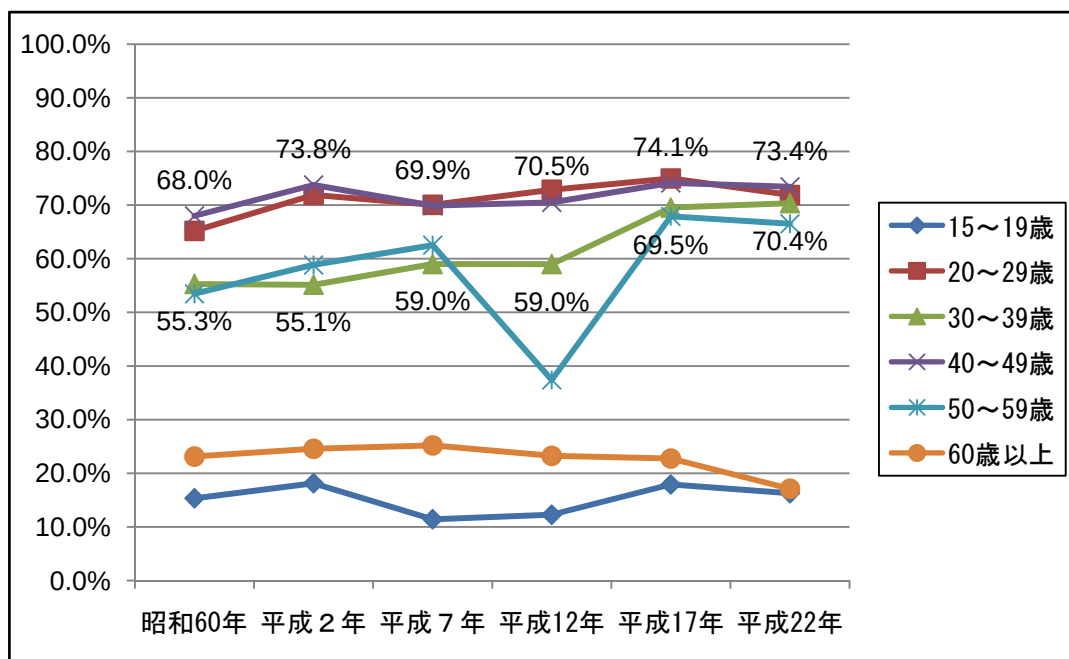
30～39歳以外の年代を見ると、50～59歳が平成12年に大きく落ち込みを見せたものの、全体的にあまり変化がみられない状況となっています。

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
15～19歳	15.3%	18.1%	11.4%	12.3%	17.9%	16.3%
20～29歳	65.2%	71.9%	70.1%	72.9%	75.0%	71.9%
30～39歳	55.3%	55.1%	59.0%	59.0%	69.5%	70.4%
40～49歳	68.0%	73.8%	69.9%	70.5%	74.1%	73.4%
50～59歳	53.5%	58.8%	62.5%	37.4%	67.9%	66.5%
60歳以上	23.1%	24.6%	25.2%	23.3%	22.8%	17.1%
全 体	46.8%	49.4%	48.6%	42.7%	49.0%	43.2%

【資料：国勢調査】

■女性の就業率■

(20～29歳及び30～39歳のみ、値を表示)



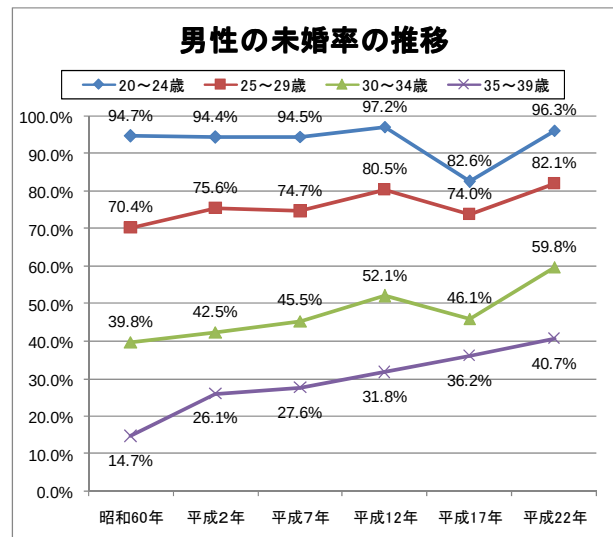
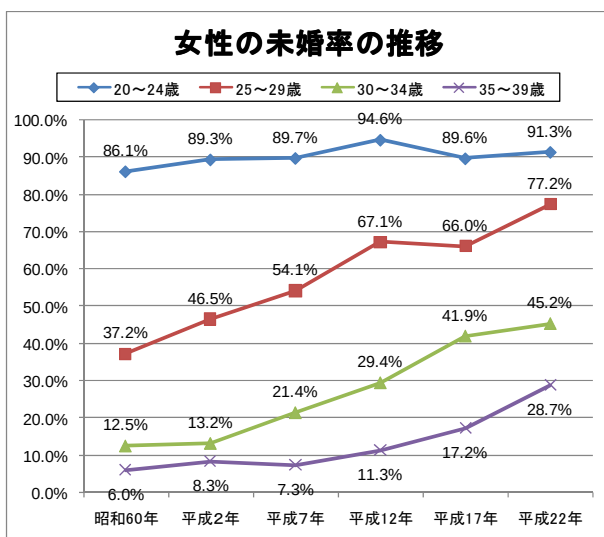
5 配偶関係の状況

男女ともに未婚率は上昇傾向にあり、その範囲は、25～39歳と広範に亘っています。中でも、特に上昇率が著しいのは、女性の25～29歳、男性の30～34歳で、平成17年から平成22年の5年間でいずれも10ポイントを上回る上昇を見せています。

全体的には、平成17年に減少傾向に転じたものの、平成22年には全ての男女全ての世代で上昇しており、晩婚化が加速している状態にあると言えます。

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
未婚者数	1,678人	1,720人	1,773人	1,692人	1,627人	2,189人
女 性	629人	669人	742人	740人	745人	873人
20～24歳	383人	392人	429人	365人	326人	263人
未婚率	86.1%	89.3%	89.7%	94.6%	89.6%	91.3%
25～29歳	153人	178人	204人	243人	219人	206人
未婚率	37.2%	46.5%	54.1%	67.1%	66.0%	77.2%
30～34歳	58人	57人	77人	92人	144人	119人
未婚率	12.5%	13.2%	21.4%	29.4%	41.9%	45.2%
35～39歳	35人	42人	32人	40人	56人	88人
未婚率	6.0%	8.3%	7.3%	11.3%	17.2%	28.7%
男 性	1,049人	1,051人	1,031人	952人	882人	1,316人
20～24歳	443人	418人	429人	378人	341人	285人
未婚率	94.7%	94.4%	94.5%	97.2%	82.6%	96.3%
25～29歳	317人	303人	304人	280人	256人	239人
未婚率	70.4%	75.6%	74.7%	80.5%	74.0%	82.1%
30～34歳	198人	190人	174人	177人	159人	174人
未婚率	39.8%	42.5%	45.5%	52.1%	46.1%	59.8%
35～39歳	91人	140人	124人	117人	126人	123人
未婚率	14.7%	26.1%	27.6%	31.8%	36.2%	40.7%

※未婚率：男女別各年齢層の人口総数に対する未婚者の割合 【資料：国勢調査】



6 出生率・合計特殊出生率の推移

(1) 出生率の推移

出生率の推移を見ると、平成19年では4%を切って落ち込みましたが、以降は増加に転じ、平成21年には5%を上回りました。しかし、再び減少傾向となり、平成23年には4.8%、平成24年はさらに減少して4.6%となりました。

また、神奈川県、全国と比べると、いずれの年も半分の値に迫るほど低く、深刻な少子化傾向にあります。

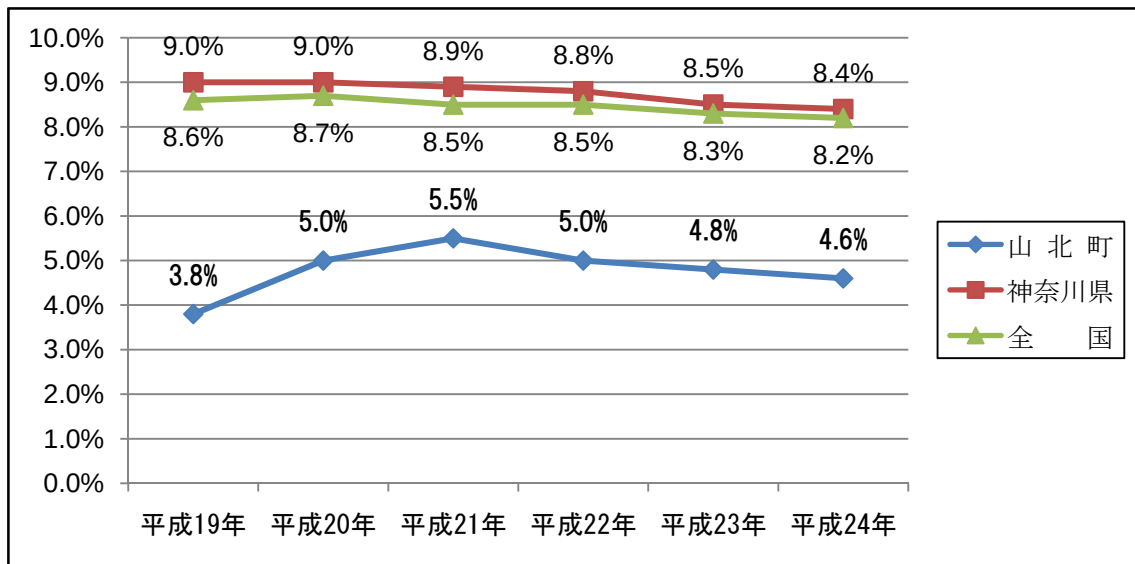
※ 出生率

人口1,000人あたりに対する、その年の出生数。「普通出生率」、「粗出生率」と呼ばれることもある。

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
山北町	3.8%	5.0%	5.5%	5.0%	4.8%	4.6%
神奈川県	9.0%	9.0%	8.9%	8.8%	8.5%	8.4%
全 国	8.6%	8.7%	8.5%	8.5%	8.3%	8.2%

【資料：神奈川県衛生統計年報】

■出生率の推移■



(2) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移を見ると、平成19年には0.77人と1人を下回っていたものの、平成20年には1.04人、平成21年には1.19人と上昇し、以降は緩やかに下降しています。神奈川県や、全国はほぼ横ばいとなっているのに比較すると、より顕著な少子化傾向にあると言えます。

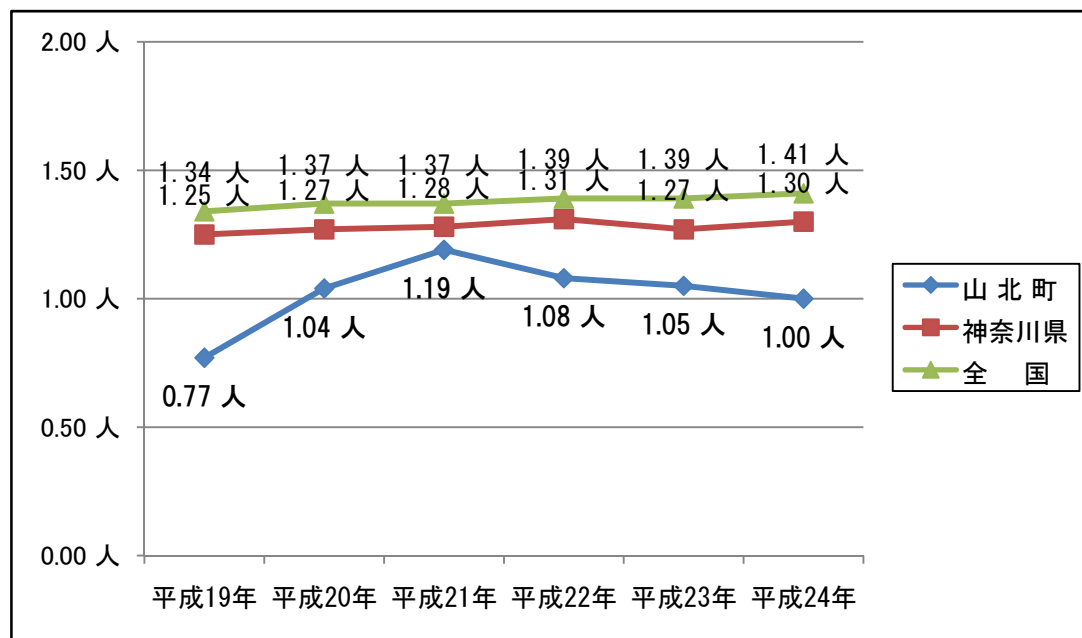
※ 合計特殊出生率

15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
山北町	0.77 人	1.04 人	1.19 人	1.08 人	1.05 人	1.00 人
神奈川県	1.25 人	1.27 人	1.28 人	1.31 人	1.27 人	1.30 人
全 国	1.34 人	1.37 人	1.37 人	1.39 人	1.39 人	1.41 人

【資料：神奈川県衛生統計年報】

■ 合計特殊出生率の推移 ■



7 児童数の状況

(1) 児童人口の推移

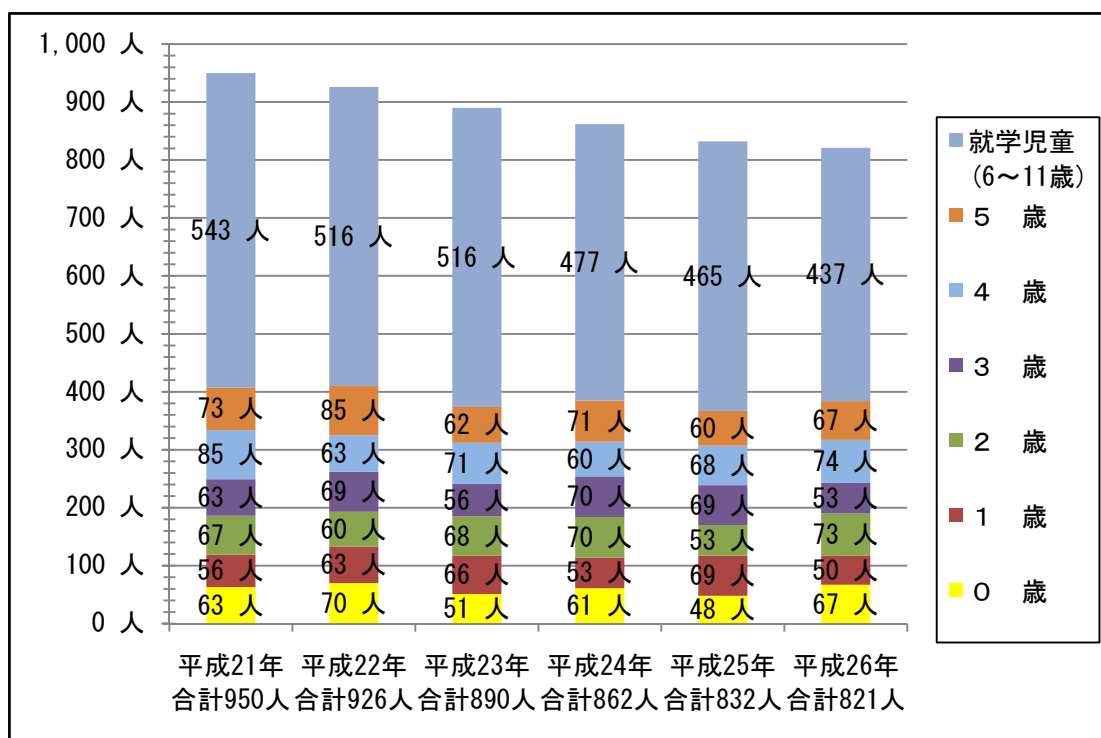
児童数は以前から減少傾向が続いており、平成 20 年に 1,000 人を下回り、以降、深刻な少子状態が続いています。

平成 26 年を見ると、就学前児童数が 384 人、就学児童が 437 人の合計 821 人となっており、平成 21 年の 950 人と比べると、5 年の短期間で 129 人の減（減少率およそ 14%）で、少子化がさらに加速している状態と言えます。

年 齢	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
0 歳	63 人	70 人	51 人	61 人	48 人	67 人
1 歳	56 人	63 人	66 人	53 人	69 人	50 人
2 歳	67 人	60 人	68 人	70 人	53 人	73 人
3 歳	63 人	69 人	56 人	70 人	69 人	53 人
4 歳	85 人	63 人	71 人	60 人	68 人	74 人
5 歳	73 人	85 人	62 人	71 人	60 人	67 人
就学前児童計	407 人	410 人	374 人	385 人	367 人	384 人
就学児童(6～11歳)	543 人	516 人	516 人	477 人	465 人	437 人
合 計	950 人	926 人	890 人	862 人	832 人	821 人

【資料：住民基本台帳(各年 4 月 1 日現在)】

■児童人口の推移■



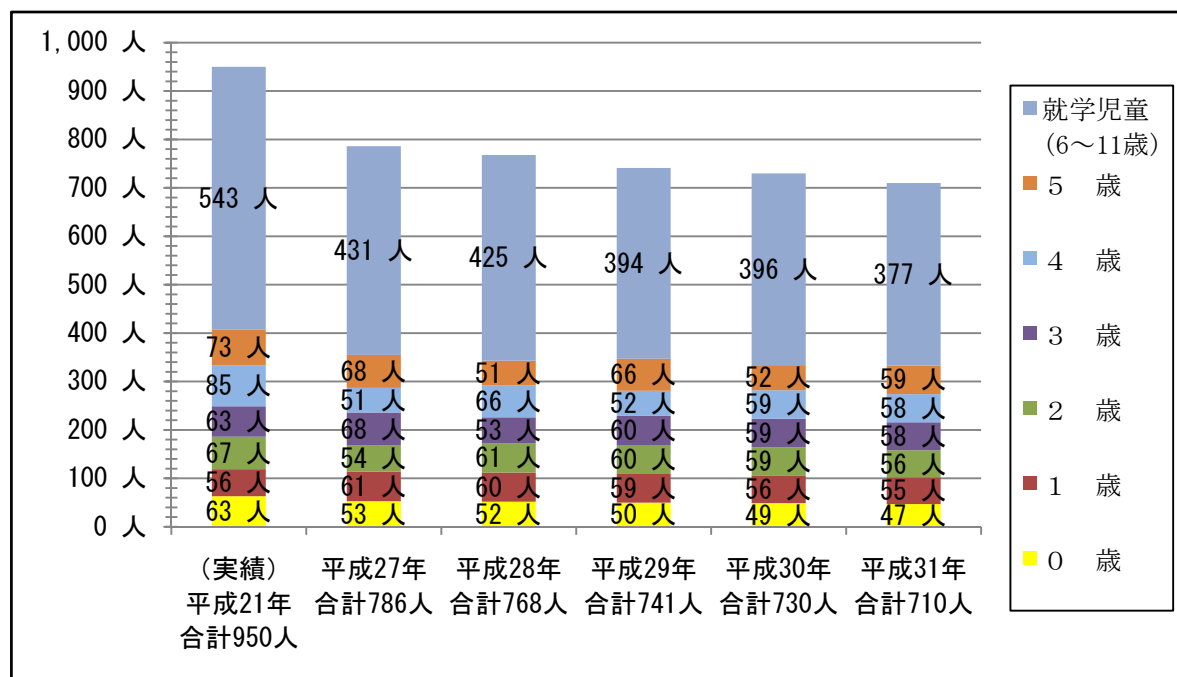
(2) 児童人口の推計

これまでの児童人口の推移から、平成 27 年から平成 31 年の今後 5 年間の児童人口を推計すると、毎年児童が減っていき、平成 31 年には就学前児童が 333 人、就学児童は 377 人という結果となりました。この値は、平成 21 年に比べ、10 年間で就学前児童は 74 人、就学児童は 166 人が減少する深刻な状況にあります。

年 齢	平成21年 (実績)	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0 歳	63 人	53 人	52 人	50 人	49 人	47 人
1 歳	56 人	61 人	60 人	59 人	56 人	55 人
2 歳	67 人	54 人	61 人	60 人	59 人	56 人
3 歳	63 人	68 人	53 人	60 人	59 人	58 人
4 歳	85 人	51 人	66 人	52 人	59 人	58 人
5 歳	73 人	68 人	51 人	66 人	52 人	59 人
就学前児童 計	407 人	355 人	343 人	347 人	334 人	333 人
就学児童 (6～11歳)	543 人	431 人	425 人	394 人	396 人	377 人
合 計	950 人	786 人	768 人	741 人	730 人	710 人

【資料：推計値】

■児童人口の推計■



第3章

子育て支援の状況

- 1 教育の取り組み
- 2 保育の取り組み
- 3 地域型保育事業・子育て支援事業の状況

第3章 子育て支援の状況

1 教育の取り組み

(1) 幼稚園の状況

現在、山北町では、山北幼稚園、岸幼稚園、三保幼稚園の3つの公立幼稚園で小学校就学前の児童の教育を実施しています。

幼稚園名	山北幼稚園	岸幼稚園	三保幼稚園
所在地	山北 1266 番地	岸 1995 番地 ※	中川 921 番地 84
開園年度	昭和 56 年度	昭和 48 年度	昭和 52 年度
建物面積	568 m ²	465 m ²	327 m ²
建物構造	鉄骨造平屋建	木造平屋建	木造平屋建
開園時間	平日 8:30～14:00	平日 8:30～14:00	平日 8:30～14:00
対象児	3～5 歳	3～5 歳	3～5 歳
定員	140 名	105 名	35 名
学級数	3	3	3
職員数	園長(兼務)1 人、教諭3 人	園長1 人、教諭3 人	園長(兼務)1 人、教諭2 人

※ 平成 27 年 4 月以降の所在地

(2) 就園児童の状況

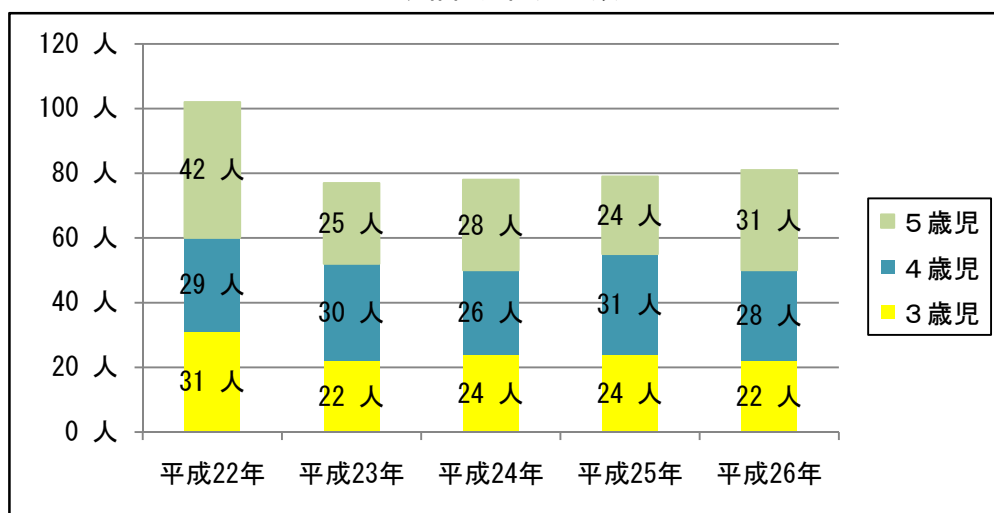
幼稚園に就園できるのは、町内に住所がある 3～5 歳の幼児です。

平成 26 年 5 月 1 日現在、3～5 歳児 191 人のうち、約 42%にあたる 81 人が幼稚園に就園しています。

		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
3 歳児	人 口	69 人	59 人	68 人	65 人	52 人
	うち入園	31 人	22 人	24 人	24 人	22 人
4 歳児	人 口	63 人	70 人	62 人	67 人	72 人
	うち入園	29 人	30 人	26 人	31 人	28 人
5 歳児	人 口	85 人	62 人	69 人	62 人	67 人
	うち入園	42 人	25 人	28 人	24 人	31 人
合 計	人 口	217 人	191 人	199 人	194 人	191 人
	うち入園	102 人	77 人	78 人	79 人	81 人

【資料：学校基本調査(各年 5 月 1 日時点)】

■幼稚園入園児童数■



■幼稚園別入園児童数(平成26年度)■

	山北幼稚園	岸幼稚園	三保幼稚園	年齢別合計
3歳児	4人	17人	1人	22人
4歳児	14人	11人	3人	28人
5歳児	10人	18人	3人	31人
幼稚園別合計	28人	46人	7人	81人

【資料：学校基本調査(5月1日時点)】

2 保育の取り組み

(1) 保育所の状況

現在、山北町では、わかば保育園、向原保育園、清水保育園の3つの公立保育所で保育事業を実施しています（清水保育園は利用者がいないため、平成24年度から休園）。

保育時間及び開所時間については、神奈川県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第47条で定められている8時間の保育時間に、通勤を考慮し、保育時間に前後1.5時間を加えた11時間の開所時間の規定に基づき運営しており、その時間内に保護者の送迎が行われているため、実態としては、延長保育の実施はありません。

産前・産後の入所について、産前は、出産予定日の前8週以降の月の初日から、産後は、出産後の後8週目の属する月末まで、それぞれ入所を認めています。また、育休中に既に入所している児童の継続入所も実施しており、それらの産休・育休時の円滑な保育利用に対応しています。

通常保育以外の特色としては、心身の発達に不安のある児童を保育する「障がい児保育」を保育士の加配により実施しています。

保育所名	わかば保育園	向原保育園	清水保育園
所在地	山北 1943 番地 3	向原 1630 番地	川西 668 番地 1
開所年度	昭和 29 年度	昭和 34 年度	昭和 32 年度
建物面積	692 m ²	801 m ²	398 m ²
建物構造	鉄筋一部2階建	鉄筋平屋建	鉄筋平屋建
開所時間	平日 7:30～18:30 土曜 7:30～13:00	平日 7:30～18:30 土曜 7:30～13:00	平日 8:00～17:30 土曜 7:30～13:00
対象児	10 か月～5 歳	8 週～5 歳	3 歳～5 歳
定 員	90 名	120 名	60 名
クラス数	6	6	平成 24 年度から休園
職 員 数	園長 1 人、保育士 6 人、 栄養士 1 人、調理師 1 人、	園長 1 人、保育士 7 人	平成 24 年度から休園

(2) 入所児童の状況

保育所に入所できるのは、保護者や家族が仕事や長期の病気などで保育できないと認められる就学前の児童です。

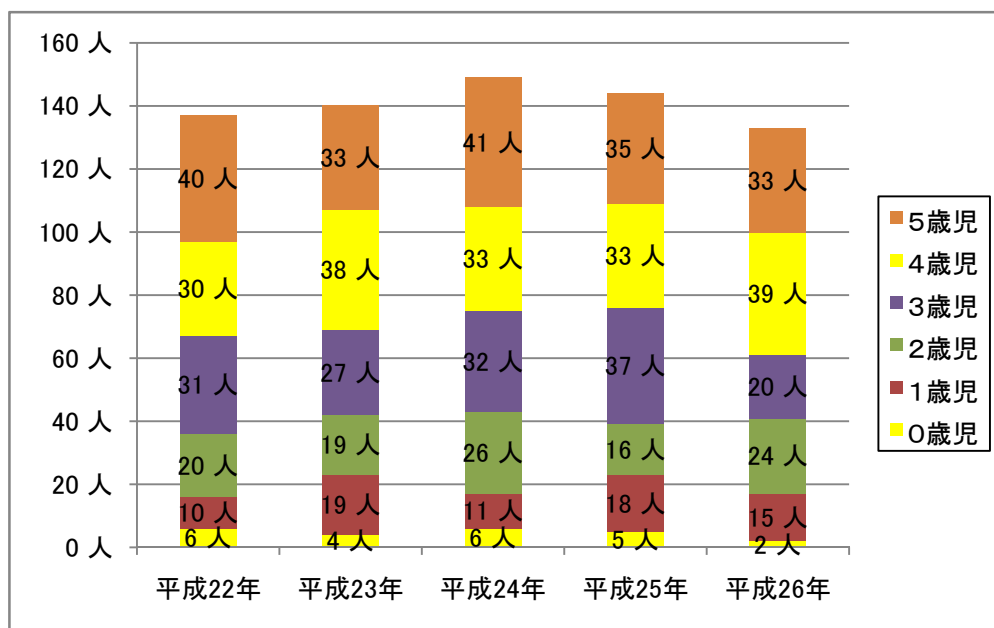
入所の決定は、家庭の状況などを聴取して、保育が困難と認められた場合に、その程度の高い順に保育所の入所定員に応じて決定しています。

平成 26 年 4 月 1 日現在、就学前児童 384 人のうち、約 34%にあたる 133 人が保育所に入所しています。

		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
0歳児	人 口	70 人	51 人	61 人	48 人	67 人
	うち入所	6 人	4 人	6 人	5 人	2 人
1歳児	人 口	63 人	66 人	53 人	69 人	50 人
	うち入所	10 人	19 人	11 人	18 人	15 人
2歳児	人 口	60 人	68 人	70 人	53 人	73 人
	うち入所	20 人	19 人	26 人	16 人	24 人
3歳児	人 口	69 人	56 人	70 人	69 人	53 人
	うち入所	31 人	27 人	32 人	37 人	20 人
4歳児	人 口	63 人	71 人	60 人	68 人	74 人
	うち入所	30 人	38 人	33 人	33 人	39 人
5歳児	人 口	85 人	62 人	71 人	60 人	67 人
	うち入所	40 人	33 人	41 人	35 人	33 人
合 計	人 口	410 人	374 人	385 人	367 人	384 人
	うち入所	137 人	140 人	149 人	144 人	133 人

【資料：福祉行政報告例(各年 4 月 1 日時点)】

■保育所入所児童数■



■保育所別入所児童数（平成26年度）■

	わかば保育園	向原保育園	清水保育園	町 外	年齢別合計
0歳児	1人	0人	-	1人	2人
1歳児	6人	9人	-	0人	15人
2歳児	9人	14人	-	1人	24人
3歳児	13人	4人	0人	3人	20人
4歳児	17人	22人	0人	0人	39人
5歳児	20人	10人	0人	3人	33人
保育所別合計	66人	59人	0人	8人	133人

【資料：福祉行政報告例(4月1日時点)】

3 地域型保育事業・子育て支援事業の状況

【地域型保育】

子ども・子育て支援新制度では、いわゆる認可施設である幼稚園・保育所で行われる保育事業の以外の、従来の保育事業が整理・分類され、市町村が認可権者、民間事業者が運営主体となって事業実施できる地域型保育があります。これは、市町村による需給調整や地域のニーズに応じて、計画的に認可される事業として位置付けられています。

中でも、市町村の条例により定められた設備・運営基準を満たし、市町村の確認を受け、地域型保育給付の対象となるものは、特定地域型保育と呼ばれます。

（１）家庭的保育事業

家庭的保育とは、研修を受けた家庭的保育者が、居スペース等において、家庭的な雰囲気のもと、少人数（５人以下）の保育を必要とする乳幼児（原則３歳未満）を対象に保育を実施する事業を指します。

現在、山北町では本事業の実施はありません。

（２）小規模保育事業

小規模保育とは、都市部等において増加する３歳未満児の保育需要への対応や、人口減少地域等における保育基盤の維持を図るため、保育を必要とする乳幼児（原則３歳未満）を対象に、定員６人以上２０人未満の比較的小規模で保育を実施する事業を指します。従来の認可外保育施設（定員２０人以上を除く）は、小規模保育事業に移行していく場合があります。

現在、山北町では本事業の実施はありません。

（３）居宅訪問型保育事業

居宅訪問型保育とは、保育を必要とし、障がいや疾病等により集団保育が困難であると認められる乳幼児（原則３歳未満）を対象に、その乳幼児の居宅において１対１を基本とする保育を実施する事業を指します。

現在、山北町では本事業の実施はありません。

（４）事業所内保育事業

事業所内保育とは、企業が、主として自らの事業所の従業員の仕事と子育ての両立支援策として設置する事業所内保育施設において、その従業員の子供だけでなく、地域の保育を必要とする乳幼児（原則３歳未満）を対象に保育を実施する事業を指します。

現在、山北町では本事業の実施ありません。

(参考)「特定教育・保育」と「特定地域型保育事業」

設備・運営基準（いわゆる認可基準）を満たし、給付の対象となる幼稚園・保育所・認定こども園を「特定教育・保育」と言い、同様に、基準を満たし、給付の対象となる地域型保育事業を「特定地域型保育事業」と言います。

給付とは、従来の保育所運営費国庫負担金に代表される、事業の運営に対する公的な財政支援であり、給付対象は、支給認定を受けた児童ですが、法定代理受領により、保護者から施設・事業者への支払いを省略し、保護者に成り代わって、民間施設・民間事業者が受給します。

【地域子ども・子育て支援事業】

子ども・子育て支援新制度では、すべての子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施する、地域子ども・子育て支援事業があります。地域子ども・子育て支援事業は、以下の13の事業を指します。

（１）地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業とは、地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援を行う拠点となるものを指します。

山北町では、子育て支援センターを健康福祉センターに設置（運営は民間委託）し、子育て支援拠点としての機能を果たしています。

本事業における過去3か年の実績については次のとおりです。

年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
のべ利用人数	6,236人	7,446人	7,716人
実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所

【資料：福祉課】

（２）預かり保育（幼稚園在園児を対象とした一時預かり）

預かり保育とは、幼稚園開園時間の前後や休業日等に、地域の実態や保護者の要請に応じて幼稚園在園児のうち希望者を対象に行われる教育活動を指します。

山北町では、3つある幼稚園すべてで3月を除く開園日（ただし実施日は月により異なる）で預かり保育を実施しています。

本事業における過去3か年の実績については次のとおりです。

年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
のべ利用人数	201人	330人	624人
実施か所数	3 か所	3 か所	3 か所

【資料：学校教育課】

（３－１）一時預かり事業（幼稚園在園児対象型を除く）

一時預かり事業とは、保護者の傷病・入院、災害・事故、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等により、緊急・一時的に保育が必要となる児童に対して行われる保育事業を指します。

現在、山北町では本事業の実施はありません。

（３－２）ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）とは、乳幼児や小学生の児童を持つ子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（支援会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業を指し、山北町では、民間事業者により、本事業を実施しています。

本事業における過去３か年の実績については次のとおりです。

年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
のべ利用人数	439人	806人	754人
実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所

【資料：福祉課】

（３－３）夜間養護等事業（トワイライトステイ）

夜間養護等事業（トワイライトステイ）とは、母子家庭等の保護者が、仕事等の理由によって帰宅が夜間にわたる場合や、休日に勤務等により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で預かる事業を指します。

現在、山北町では本事業の実施はありません。

（４）病児保育事業

病児保育事業とは、保護者が就労している場合等に、児童が病気の際に自宅での保育が困難な場合に対応するため、病院・診療所や、看護師等を配置し、専用の静養スペースを備える保育所において病気の児童を一時的に保育する事業を指します。

現在、山北町では本事業の実施はありません。

（５）利用者支援事業

利用者支援事業とは、地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、子どもや保護者から、その利用にあたっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整をする事業を指します。

現在、山北町では本事業の実施はありません。

（６）妊婦健康診査

妊婦健康診査とは、母子保健法第 13 条に基づき、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

山北町では、妊婦健康診査（14 回分）の費用を補助する制度があり、母子手帳交付時に健康診査の受診を促しています。

本事業における過去 3 か年の実績については次のとおりです。

年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
のべ受診者数	62人	55人	92人
検査項目	血液検査（B型・C型肝炎、HIV等を含む） 子宮頸がん検診 B群溶血性レンサ球菌検査 ヒト白血病ウィルス 1 型抗体検査 超音波検査		

【資料：保険健康課】

（７）乳児家庭全戸訪問事業（妊産婦・赤ちゃん訪問）

乳児家庭全戸訪問事業とは、子育てに関する情報の提供、乳児及びその保護者の心身の状況、養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業を指します。

山北町では、妊婦・産婦・新生児・乳幼児を訪問して健康管理について、赤ちゃんが生まれてから安心して育児が始められるよう、保健師が家庭を訪問して健康管理等についての相談を受けています。

本事業における過去 3 か年の実績については次のとおりです。

年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
のべ利用人数	40人	53人	67人
実施体制	4人	4人	4人

【資料：保険健康課】

（８）養育支援訪問事業

養育支援訪問事業とは、保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談支援や育児・家事援助を行う事業を指します。

現在、山北町では本事業の実施はありません。

（９）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）とは、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者に、授業の終了後（放課後）に小学校の余裕教室等を利用して、適切な遊びや生活の場を与えて、その児童の健全な育成を図る事業を指します。

山北町では、川村小学校の余裕教室を利用して平成 25 年度から「やまきた児童クラブ」を設置、運営しています。（平成 24 年度以前は民間事業者により実施）

本事業における実績については次のとおりです。

年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
平均利用児童数/日	—	—	41人
定員/日	—	—	70人
実施か所数	—	—	1 か所

【資料：福祉課】

ク ラ ブ 名	やまきた児童クラブ
実 施 場 所	山北 1002 番地（山北町立川村小学校内）
開 所 年 度	平成 25 年度
保 育 面 積	127.02 m ² （63.51 m ² × 2 部屋）
開 所 時 間	平 日 放課後～19:00 土曜等 8:00～19:00
対 象 児	小学校 1 年生～4 年生 ※平成 27 年度からは 6 年生までに拡充
定 員	70 名

（１０）延長保育事業

延長保育事業とは、就労形態の多様化や、長時間の通勤に伴い、保護者が児童を入所させている保育所の開所時間を超えて保育を希望する場合に、開所時間の前・後の時間に延長して保育を行う事業を指します。

現在、山北町では本事業の実施はありません。

（１１）短期入所生活援助（ショートステイ）

短期入所生活援助（ショートステイ）とは、母子家庭等の保護者が、疾病、就労、その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に短期間入所（原則 7 日間）させ、生活援助を行う事業を指します。

現在、山北町では本事業の実施はありません。

【その他の子育て関連事業・取組み】

●放課後子ども教室

放課後子ども教室とは、文部科学省及び厚生労働省の連携のもと、平成19年3月に定められた放課後子どもプラン推進事業に位置付けられた事業で、全ての児童を対象に、放課後に小学校の余裕教室等を活用して、安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、勉強やスポーツ等を通じ、児童の異年齢交流や、健やかに育つ環境づくりを図る事業を指します。

その事業の性格上、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）との連携が適切とされており、山北町でも、放課後子ども教室とやまきた児童クラブの両方に児童を登録させることを勧奨する等、双方の事業が連携をしつつ実施しています。

本事業における、過去3か年の実績については次のとおりです。

年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
平均登録児童数	77人	99人	122人
実施か所	1 か所	1 か所	1 か所

【資料：生涯学習課】

●乳幼児健康診査・乳幼児ニコニコ相談

3か月児、お誕生前（10～11か月児）、1歳6か月児、3歳児を対象に健診を実施しています。お誕生前健診は医療機関への委託による個別健診で、その他は健康福祉センターにおいて集団で実施しています。健診の周知は、町配付の健康カレンダー（町民カレンダーの巻末）や広報によって行われ、受診率は90%以上で推移しています。未受診の方には訪問等により受診を促しています。

また、計測・栄養・発育相談を毎月1回（第2金曜日）に行う、乳幼児ニコニコ相談もあります。

●ママ・パパクラス（マタニティー教室）

妊婦やその家族を対象に、妊娠中の過ごし方から育児についての知識の普及を目的として、ママ・パパクラスを松田町と合同で実施しています。同時期に出産を迎える妊産婦とその家族の仲間づくりを目的として経産婦も受講し、身近な経験談を聞くこともできます。

●予防接種

健康カレンダーや、赤ちゃん訪問で手渡している冊子「予防接種と子どもの健康」により、予防接種の必要性の周知を行っています。それぞれ、対象年齢で接種した場合、費用は無料（町負担）となります。対象としている予防接種は次のとおりです。

予防接種名… BCG、四種混合、三種混合、ポリオ、二種混合、麻しん・風しん混合、日本脳炎、子宮頸がん、Hib（ヒブ）、小児用肺炎球菌、水痘

●キッズ・カーニバル

子育ての応援をしている団体が協力して、福祉・教育関係、各地域組織団体との共催により、キッズ・カーニバルを平成12年から実施しています。

キッズ・カーニバルは、様々な遊びのコーナーやいくみ会による調理実習、歯科健診など、子どもも家族も楽しめる内容を目指しています。

●出産育児一時金

国民健康保険・健康保険の被保険者、または、被保険者の被扶養者である配偶者が子どもを出産した場合に、出産育児一時金として420,000円を支給します。

●出産祝い金

子どもを出産した世帯を対象に、その子が、第2子までは50,000円、第3子は100,000円、第4子以降の場合は150,000円の祝い金を支給します。ただし、出産後も町内に1年以上居住することが条件となります。

●紙おむつ支給事業

1歳までの子どもを養育している世帯に、紙おむつの購入費を助成する事業で、発行する紙おむつ券により、月額上限2,520円分の紙おむつを支給します。

●民生委員児童委員協議会

35名の民生委員児童委員(民生委員は児童委員を兼ねる)と2名の主任児童委員(主に子どもに関することを担当)により協議会が構成され、育児にまつわる様々な相談に応じています。月2回の心配ごと相談の実施や、情報提供による支援をするため、必要に応じて関係機関につなげています。このほか、子育て支援ガイドブック「ほほえみ」を作成・配付するとともに、子育て支援への協力に努めています。

●健康普及員協議会

38名の健康普及員により協議会が構成され、住民自らが健康を守り育て、地域に根づいた健康運動を展開するために活動しています。保健衛生に関する知識の普及や健康づくり運動の実施の協力、各種保健指導、健康診査の受診勧奨等を行っています。

第4章

子ども・子育て支援制度 施行事前調査の概要

- 1 調査の目的
- 2 調査の設計
- 3 回収結果
- 4 調査項目
- 5 調査結果を見る上での注意事項
- 6 調査結果の概要

第4章 子ども・子育て支援制度施行事前調査の概要

1 調査の目的

山北町子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対し、それらの利用希望の調査を行い、この結果を踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行った上で、ニーズ量に対する確保方策を検討することとしました。

これにより、山北町に在住する就学前児童の保護者に対し、アンケート形式で調査を行い、教育・保育等のニーズ量と確保方策を算出しました。

2 調査の設計

調査の設計については次のとおりです。

なお、調査票は、国が作成したものを基礎に、山北町の状況を加味したものとししました。

調査対象	山北町に在住する就学前児童の保護者
調査方法	調査票の配付・回収（手渡し及び郵送による）
標 本 数	283 名
調査期間	平成 25 年 11 月 14 日～平成 25 年 11 月 25 日
調査機関	(株)サーベイリサーチセンター静岡事務所

3 回収結果

調査票の回収結果については次のとおりです。

配付・発送数	回収数	回収率	有効数	有効回収数
283	210	74.2%	210	74.2%

4 調査項目

調査項目については、次のとおりです。

- 1 住んでいる地域について
- 2 家族の状況について
- 3 子どもの育ちをめぐる環境について
- 4 保護者の就労状況について
- 5 子どもの平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について
- 6 子どもの地域の子育て支援事業の利用状況について
- 7 子どもの土曜・日曜・祝日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望について
- 8 子どもの病気の際の対応について（平日の教育・保育事業を利用する方のみ）
- 9 子どもの不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について
- 10 小学校就学後の放課後の過ごし方について（子どもが5歳以上である方のみ）
- 11 育児休業や短時間勤務制度等の職場における仕事と子育ての両立支援制度について

5 調査結果を見る上での注意事項

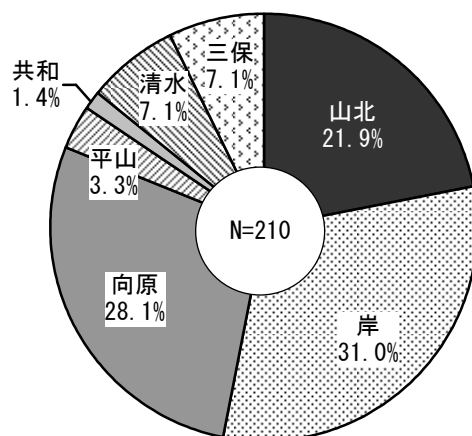
- 比率はすべて百分比であらわし、小数点以下第2位を四捨五入しています。このため、百分比の合計が100%にならないことがあります。
- 基数となるべき調査数は、Nと表示しており、回答比率はこれを100%として算出しています。
- 複数個の回答が許されている設問においては、回答比率の合計が100%を超えることがあります。

6 調査結果の概要

1 お住まいの地域について

(1) 居住地区

問1 お住まいの地区をご記入ください。

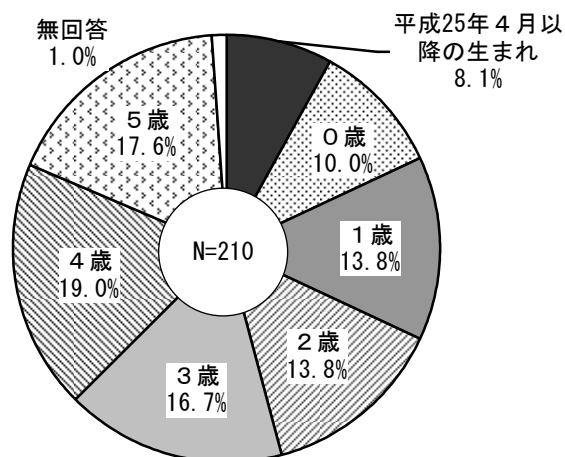


居住地区は、「岸」が31.0%、「向原」が28.1%、「山北」が21.9%などとなっている。

2 お子さんご家族の状況について

(2) 本人の年齢（平成25年4月1日時点）

問2 お子さんの生年月をご記入ください。

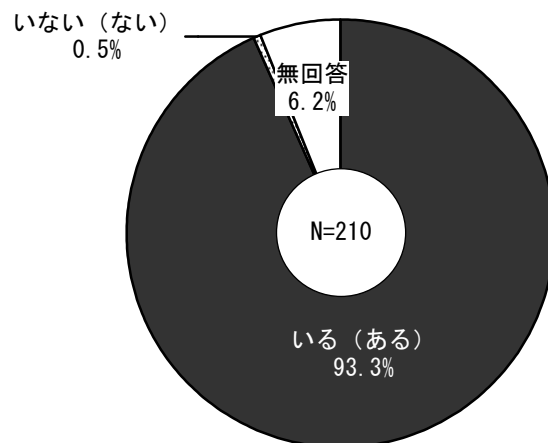


本人の年齢（平成25年4月1日時点）は、「4歳」が19.0%、「5歳」が17.6%、「3歳」が16.7%などとなっている。

3 子どもの育ちをめぐる環境について

(3) 子育てを気軽に相談できる人はいるか

問10 お子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所がありますか。



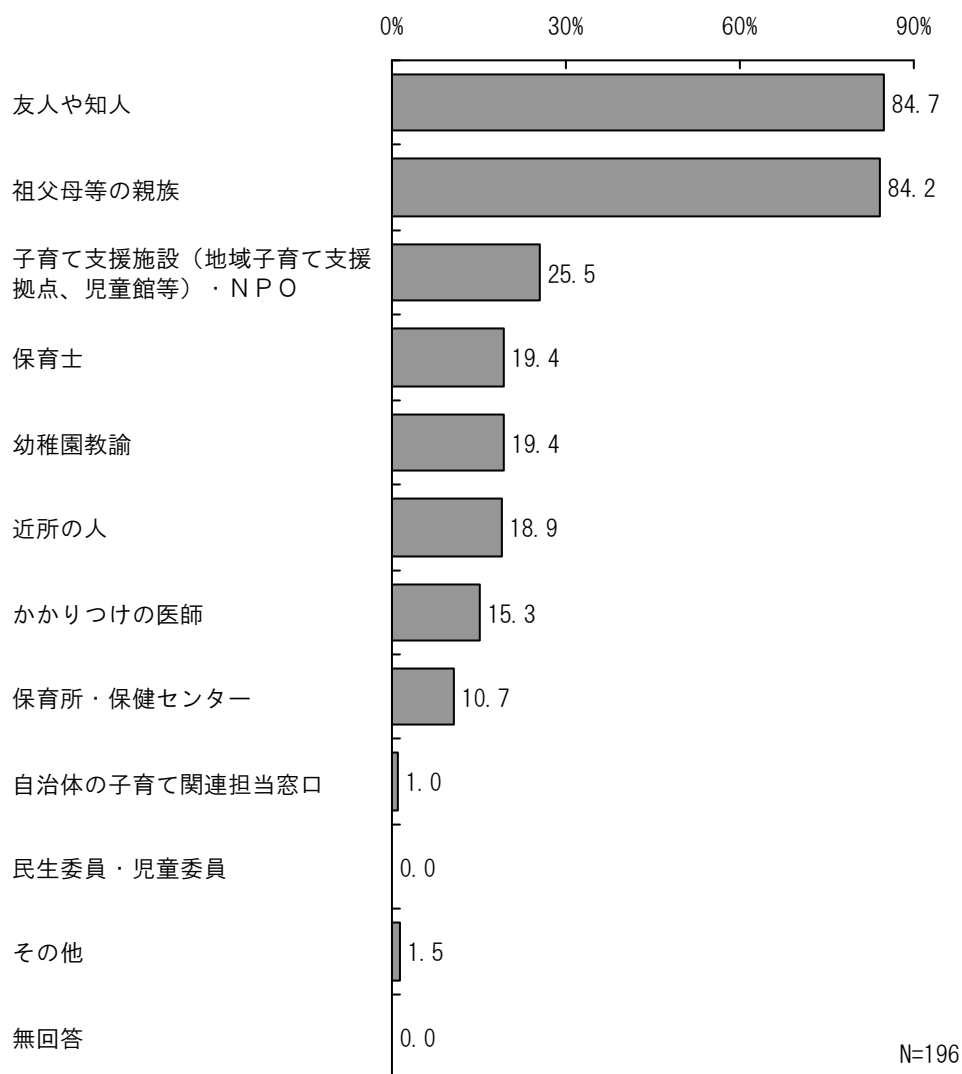
子育てを気軽に相談できる人はいるかは、「いる（ある）」が93.3%などとなっている。

相談できる人や場所が「いる（ある）」に○をつけた方にうかがいます。

（４）子育て（教育を含む）の相談先

問10-1 お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、誰（どこ）ですか。

（M. A.）

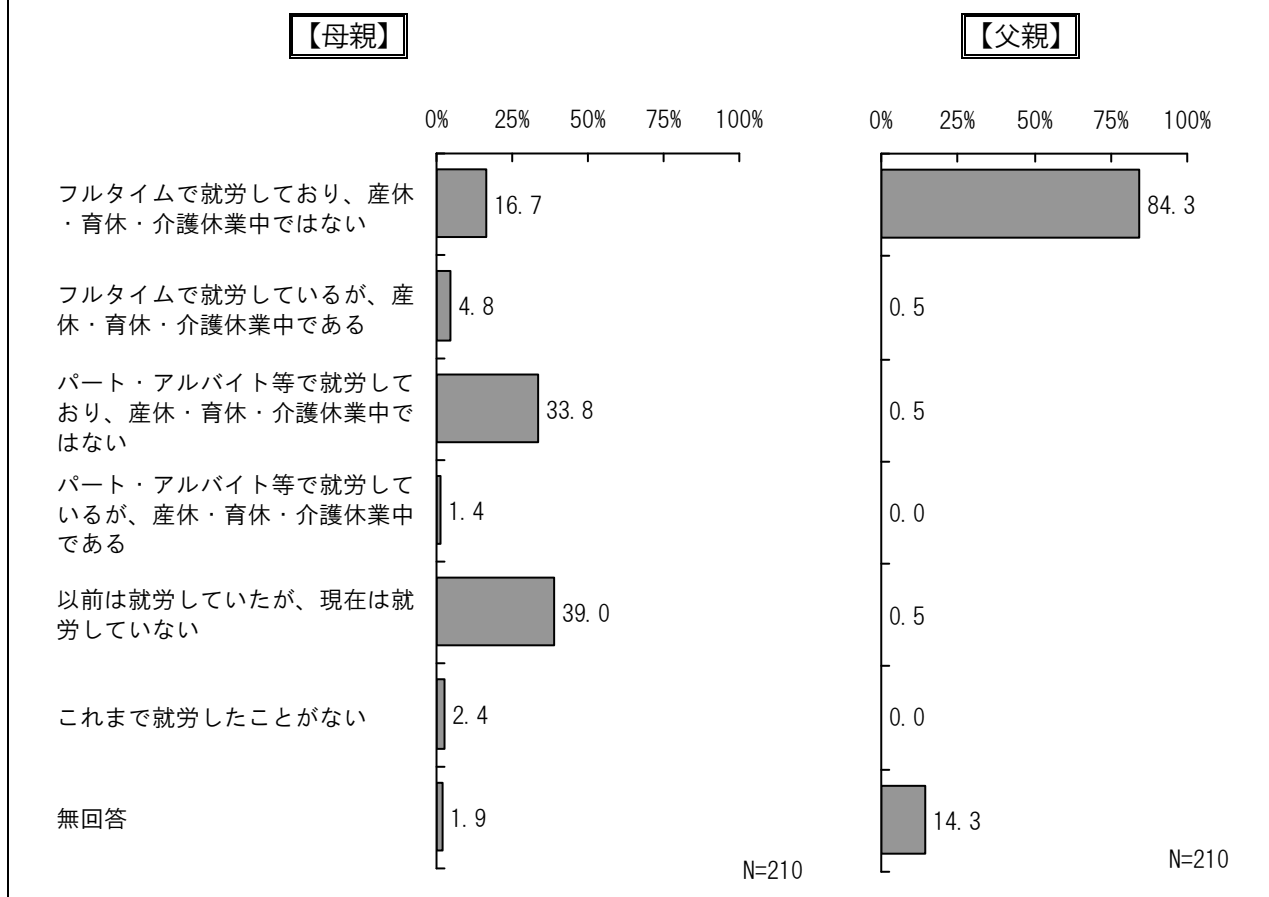


子育て（教育を含む）の相談先は、「友人や知人」が84.7%、「祖父母等の親族」が84.2%、「子育て支援施設（地域子育て支援拠点、児童館等）・NPO」が25.5%などとなっている。

4 子さんの保護者の就労状況について

(5) 父母の就労状況

問12 お子さんの保護者の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）をうかがいます。



【母親】就労状況は、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が39.0%、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が33.8%、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が16.7%などとなっている。

【父親】就労状況は、「フルタイムで就労しており、産休・介護休業中ではない」が84.3%などとなっている。

現在、(就労している) に○をつけた方にうかがいます。

(6) 勤務曜日・勤務時間

勤務している曜日、1日当たりの「就労時間(残業時間を含む)」をお答えください。就労日数や就労時間が、一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。

①勤務曜日

単位：(%)

調査数	【母親】 N=119	【父親】 N=179
月	84.9	91.1
火	79.0	88.8
水	84.0	91.1
木	84.0	93.9
金	87.4	94.4
土	28.6	53.6
日	12.6	26.3
無回答	1.7	3.4

②1日当たりの「勤務時間(残業時間を含む)」

母親の労働時間：平均 6.74時間

父親の労働時間：平均 10.44時間

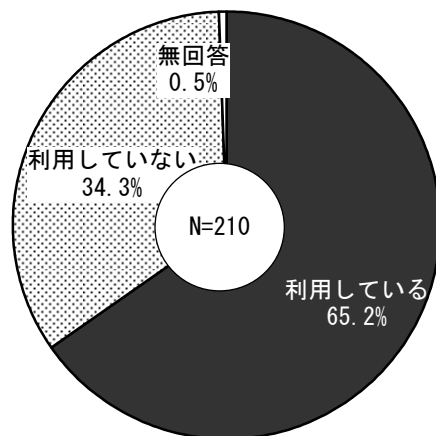
【母親】勤務曜日は、「金」が87.4%、「月」が84.9%、「水」と「木」が84.0%などとなっている。

【父親】勤務曜日は、「金」が94.4%、「木」が93.9%、「月」と「水」が91.1%などとなっている。

5 お子さんの平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

(7) 定期的な教育・保育の事業利用状況

問 15 お子さんは現在、幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を利用されていますか。

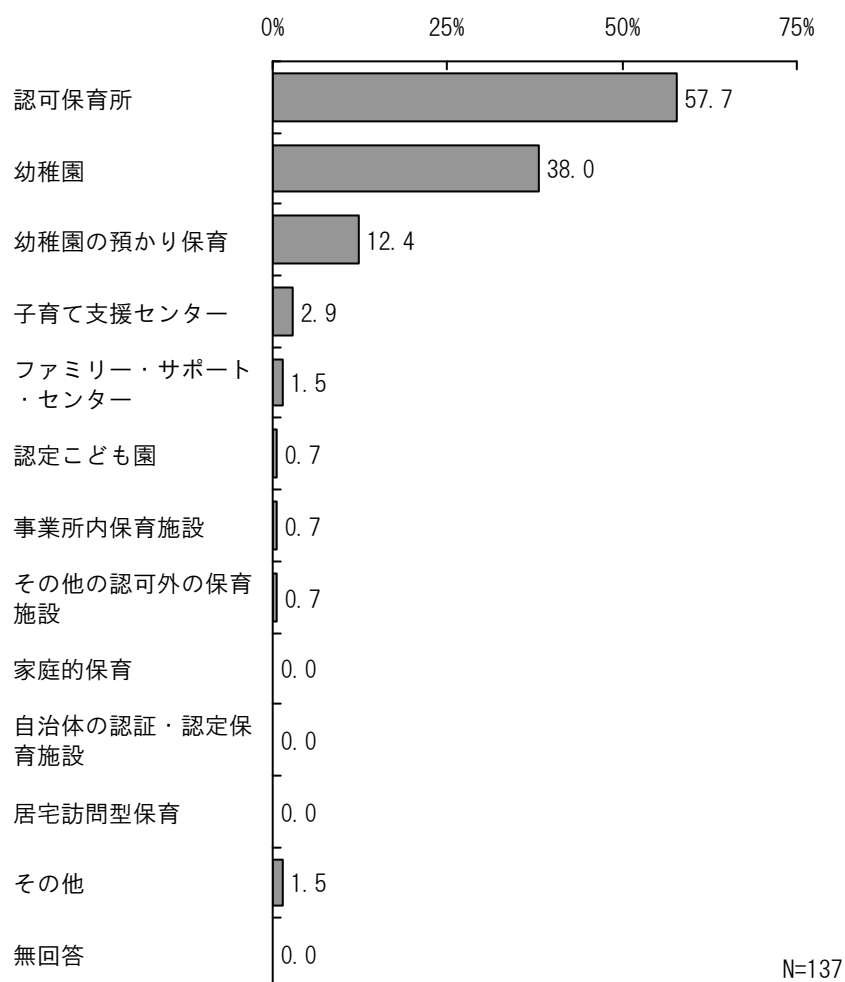


定期的な教育・保育の事業利用状況は、「利用している」が65.2%、「利用していない」が34.3%となっている。

定期的な教育・保育の事業を「利用している」に○をつけた方にうかがいます。

(10) 平日、年間を通じた定期的な利用のある教育・保育の事業

問 15-1 お子さんは、平日どのような教育・保育の事業を利用していますか。年間を通じて「定期的に」利用している事業をお答えください。 (M. A.)



平日、年間を通じた定期的な利用のある教育・保育の事業は、「認可保育所」が57.7%、「幼稚園」が38.0%、「幼稚園の預かり保育」が12.4%などとなっている。

(11) 平日、主に利用している、又は利用したい教育・保育の事業

問 15-2 平日、主に定期的に利用している教育・保育の事業について、どのくらい利用していますか。また、希望としてはどのくらい利用したいですか。

単位：(%)

調査数	現在 N=137	希望 N=137
幼稚園	35.0	21.9
幼稚園の預かり保育	0.0	3.6
認可保育所	51.1	44.5
認定こども園	0.0	5.1
家庭的保育	0.0	0.7
事業所内保育施設	0.0	0.0
自治体の認証・認定保育施設	0.0	0.7
その他の認可外の保育施設	0.0	0.0
居宅訪問型保育	0.0	0.0
ファミリー・サポート・センター	0.7	0.0
子育て支援センター	1.5	0.0
その他	1.5	0.0
無回答	10.2	23.4

現在の利用状況：日数（日／週）4.84日
時間（時間／日）7.03時間

今後の利用希望：日数（日／週）4.81日
時間（時間／日）7.70時間

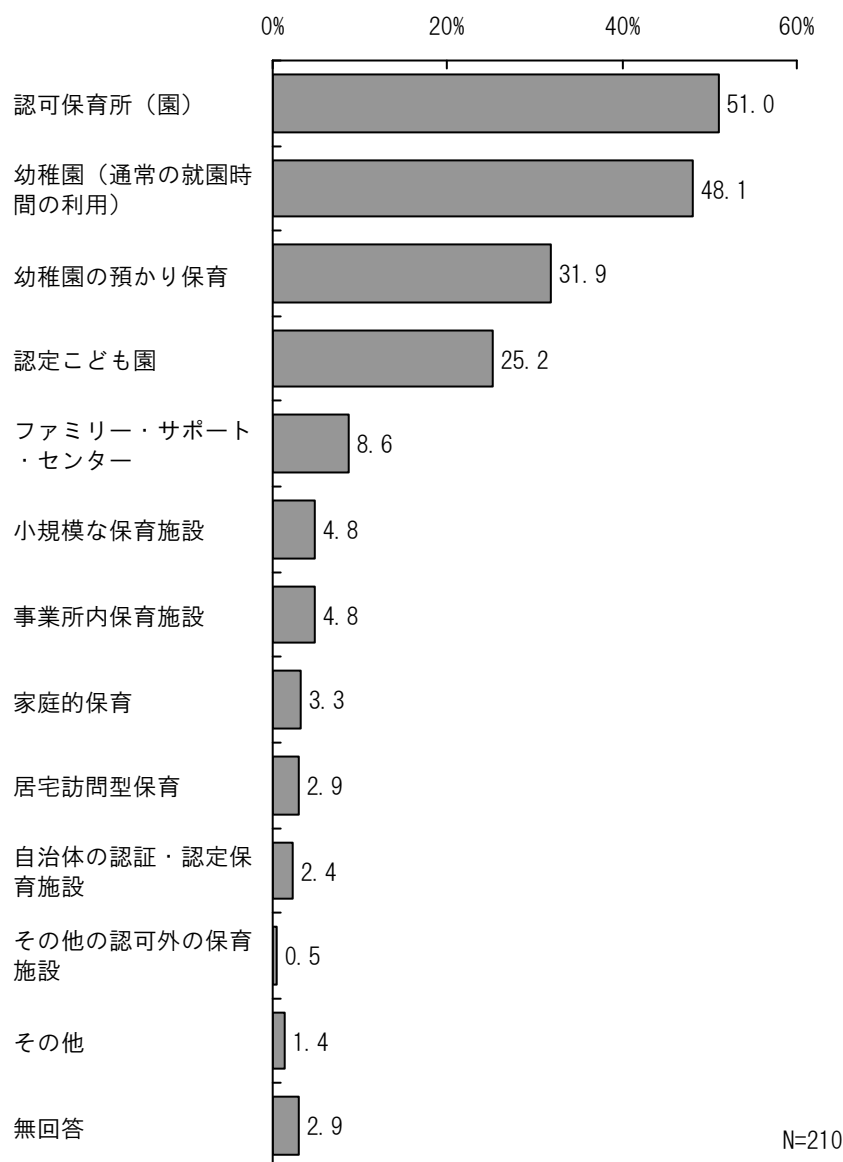
平日、主に利用している教育・保育の事業は、「認可保育所」が51.1%、「幼稚園」が35.0%などとなっている。

平日、主に利用したい教育・保育の事業は、「認可保育所」が44.5%、「幼稚園」が21.9%などとなっている。

すべての方にうかがいます。

(12) 定期的な教育・保育の事業利用希望

問16 現在、利用している、利用していないにかかわらず、お子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。(M. A.)

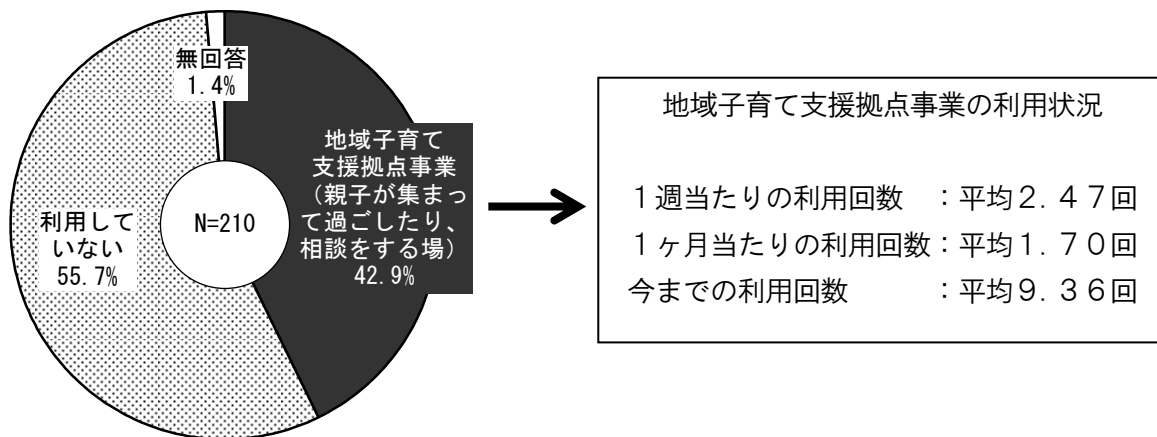


定期的な教育・保育の事業利用希望は、「認可保育所(園)」が51.0%、「幼稚園(通常の就園時間の利用)」が48.1%、「幼稚園の預かり保育」が31.9%などとなっている。

6 お子さんの地域の子育て支援事業の利用状況について

(13) 地域子育て支援拠点事業の利用状況

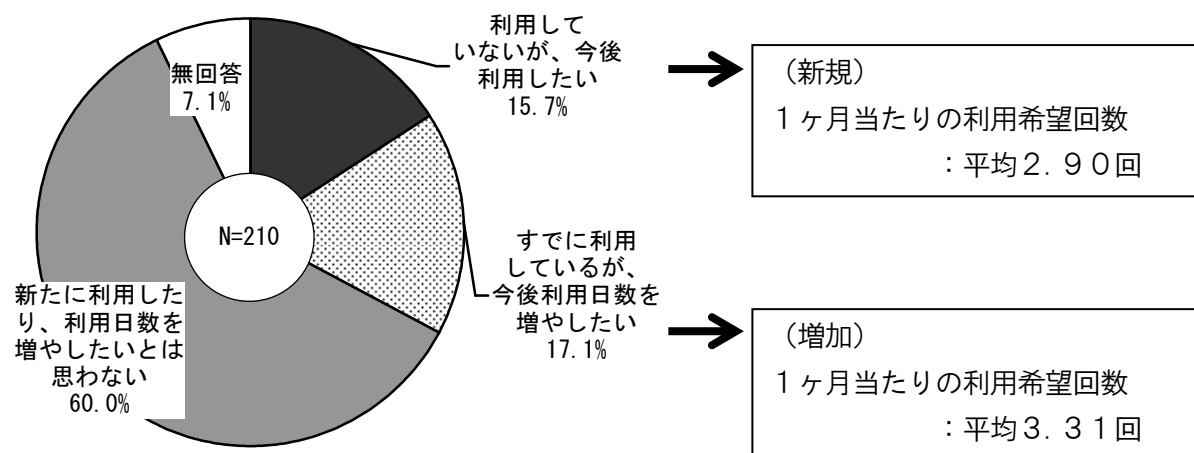
問 17 お子さんは、現在、地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場で、「つどいの広場」「子育て支援センター」等と呼ばれています）を利用していますか。



地域子育て支援拠点事業の利用状況は、「利用していない」が55.7%、「地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をする場）」が42.9%となっている。

(14) 地域子育て支援拠点事業の利用希望

問 18 問 17 のような地域子育て支援拠点事業について、今は利用していないが、できれば今後利用したい、あるいは、利用日数を増やしたいと思いますか。



地域子育て支援拠点事業の利用希望は、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が60.0%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が17.1%、「利用していないが、今後利用したい」が15.7%などとなっている。

(15) 事業の認知と利用、利用希望

問 19 下記の事業で知っているものや、これまでに利用したことがあるもの、今後、利用したいと思うものをお答えください。なお、事業によっては、お住まいの地域で実施されていないものもあります。

単位：(%)

	事業の認知 N=210			事業の利用 N=210			事業の利用希望 N=210		
	知っている	知らない	無回答	利用したことがある	利用したことはない	無回答	利用を希望する	利用を希望しない	無回答
① パパ・ママクラス	89.5	6.7	3.8	46.7	47.1	6.2	26.2	59.5	14.3
② 乳幼児ニコニコ相談	87.6	7.6	4.8	68.1	26.7	5.2	48.1	40.5	11.4
③ 幼稚園や保育園で実施している 家庭教育に関する学級	52.9	41.4	5.7	34.3	57.6	8.1	57.1	28.6	14.3
④ 就学に関する教育相談	30.0	63.3	6.7	5.2	86.2	8.6	44.3	42.9	12.9
⑤ 虐待予防相談 (乳幼児～高齢者まで)	61.4	32.9	5.7	1.9	89.5	8.6	14.8	72.4	12.9
⑥ キッズ・カーニバル	72.9	23.3	3.8	44.8	49.0	6.2	57.1	30.5	12.4

事業の認知度が高いのは、「①パパ・ママクラス」や「②乳幼児ニコニコ相談」で、いずれも8割を超えている。一方、認知度が低いのは「④就学に関する教育相談」となっている。

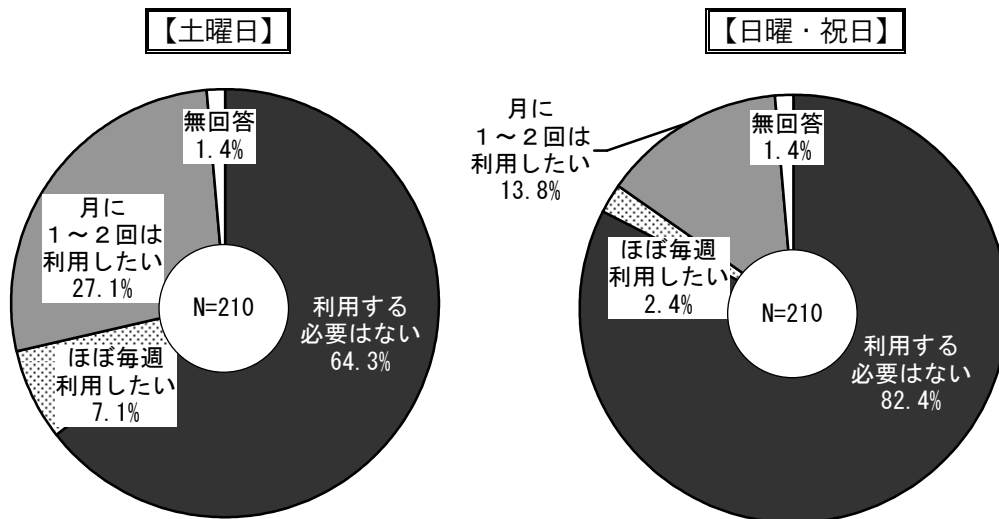
事業の利用度が高いのは、「②乳幼児ニコニコ相談」で68.1%となっている。一方、利用度が低いのは「④就学に関する教育相談」や「⑤虐待予防相談（乳幼児～高齢者まで）」となっている。

事業の利用希望度が高いのは、「③幼稚園や保育園で実施している家庭教育に関する学級」や「⑥キッズ・カーニバル」で、いずれも5割を超えている。一方、利用希望度が低いのは「⑤虐待予防相談（乳幼児～高齢者まで）」となっている。

7 お子さんの土曜・日曜・祝日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望について

(16) 定期的な教育・保育事業の利用希望【土曜日】【日曜日・祝日】

問 20 お子さんについて、土曜日と日曜日・祝日に、定期的な教育・保育の事業の利用希望はありますか。（一時的な利用は除きます。）



利用したい時間帯

単位：(人)

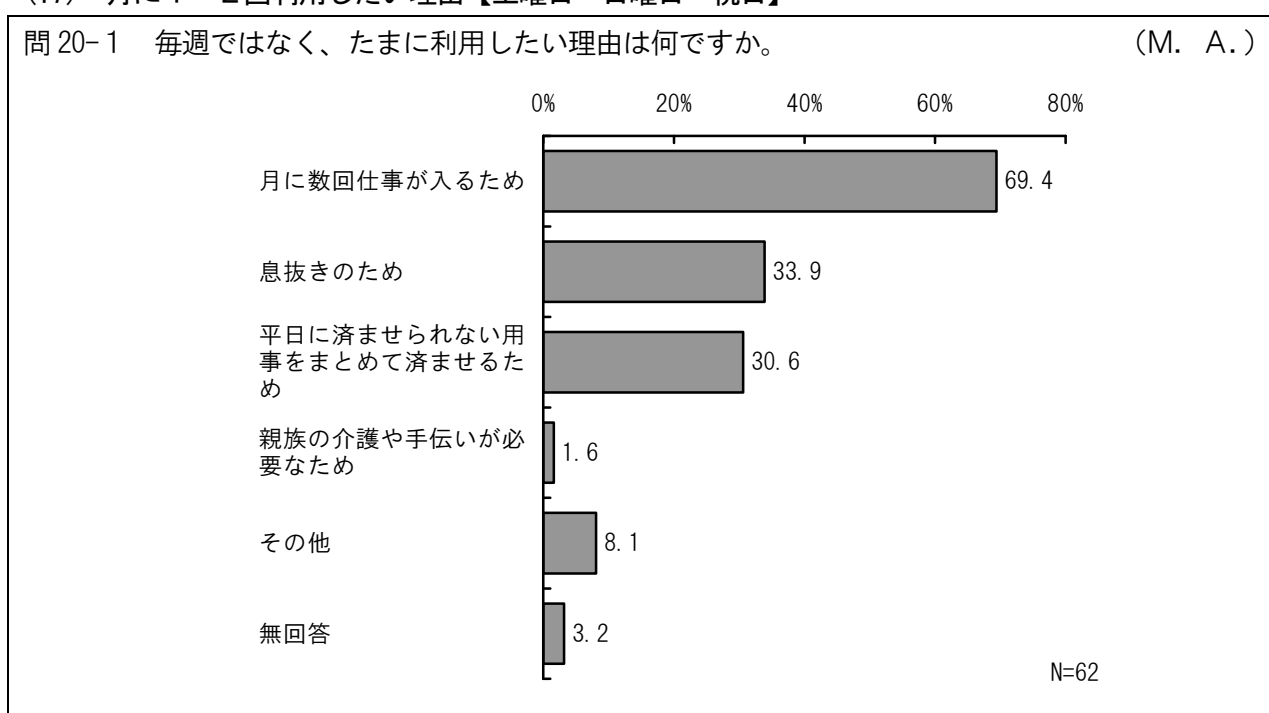
調査数	【土曜日】 N=72	【日曜・祝日】 N=34
6時以前	0	0
6時台	0	0
7時台	7	5
8時台	33	17
9時台	66	29
10時台	67	30
11時台	67	30
12時台	64	29
13時台	62	28
14時台	58	27
15時台	52	25
16時台	38	20
17時台	23	13
18時台	5	3
19時台	1	1
20時台	0	0
21時台	0	0
22時以降	0	0
無回答	3	3

定期的な教育・保育事業の利用希望【土曜日】は、「利用する必要はない」が64.3%、「月に1～2回は利用したい」が27.1%、「ほぼ毎週利用したい」が7.1%などとなっている。

定期的な教育・保育事業の利用希望【日曜日・祝日】は、「利用する必要はない」が82.4%、「月に1～2回は利用したい」が13.8%などとなっている。

定期的な教育・保育事業を「月に1～2回は利用したい」に○をつけた方にうかがいます。

(17) 月に1～2回利用したい理由【土曜日・日曜日・祝日】

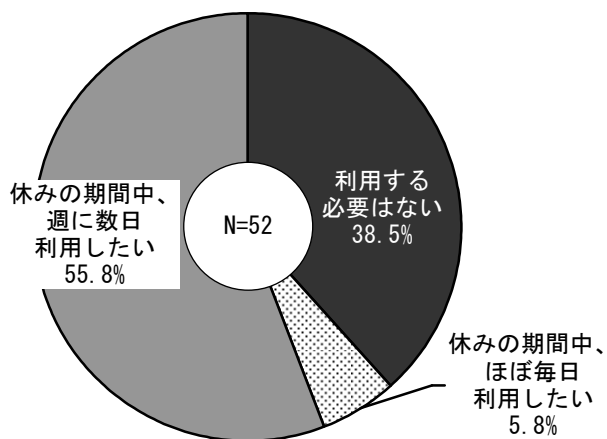


月に1～2回利用したい理由【土曜日・日曜日・祝日】は、「月に数回仕事が入るため」が69.4%、「息抜きのため」が33.9%「平日に済ませられない用事をまとめて済ませるため」が30.6%などとなっている。

「幼稚園」を利用されている方にうかがいます。

(18) 教育・保育の事業の利用希望【長期休暇期間中】

問 21 お子さんについて、夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中の教育・保育の事業の利用を希望しますか。



利用したい時間帯

単位：(人)

調査数	【長期休暇中】 N=32
6時以前	0
6時台	0
7時台	1
8時台	2
9時台	28
10時台	31
11時台	31
12時台	28
13時台	26
14時台	15
15時台	7
16時台	2
17時台	2
18時台	0
19時台	0
20時台	0
21時台	0
22時以降	0
無回答	1

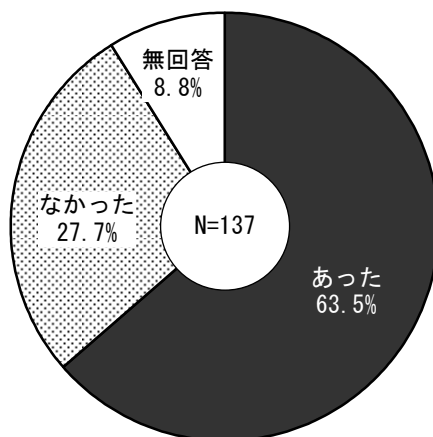
教育・保育の事業の利用希望【長期休暇期間中】は、「休みの期間中、週に数日利用したい」が55.8%、「利用する必要はない」が38.5%などとなっている。

8 お子さんの病気の際の対応について（平日の教育・保育事業を利用する方のみ）

平日の定期的な教育・保育の事業を利用していると答えた保護者の方にうかがいます。

（19） 病気等で通常の事業が利用できなかったことの有無

問 22 この１年間に、お子さんが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことはありますか。



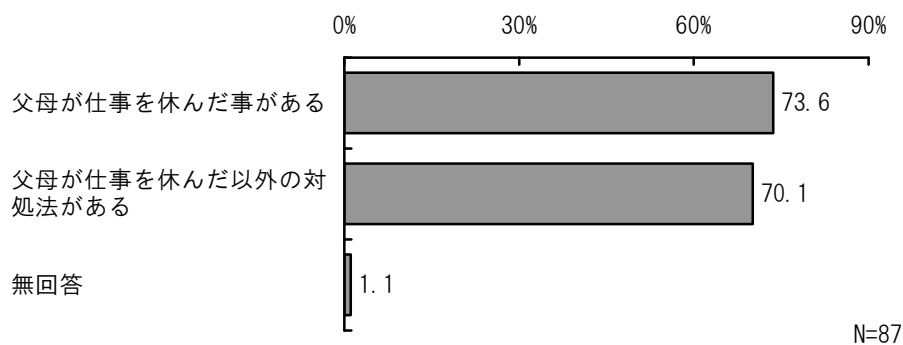
病気等で通常の事業が利用できなかったことの有無は、「あった」が63.5%、「なかった」が27.7%となっている。

(20) 普段の教育・保育の事業が利用できなかった場合の対処方法

問 22-1 お子さんが病気やけがで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合に、この1年間に行った対処方法はどれですか。(M. A.)

調査数	N=87	割合	平均日数
父親が仕事を休んだ		13.8	3.55
母親が仕事を休んだ		72.4	9.32
(同居者を含む) 親族や知人に子どもをみてもらった		50.6	6.75
父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた		21.8	6.63
病児・病後児の保育を利用した		1.1	1.00
ベビーシッターを利用した		0.0	0.00
ファミリー・サポート・センターを利用した		1.1	6.00
仕方なく子どもだけで留守番をさせた		0.0	0.00
その他		3.4	13.00

対処方法とりまとめ



普段の教育・保育の事業が利用できなかった場合の対処方法は、「母親が仕事を休んだ」が72.4%、「(同居者を含む) 親族や知人に子どもをみてもらった」が50.6%、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」が21.8%などとなっている。

普段の教育・保育の事業利用できなかったは、「父母が仕事を休んだ事がある」が73.6%、「父母が仕事を休んだ以外の対処法がある」が70.1%となっている。

9 お子さんの不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について

(21) 不定期に利用している事業の有無

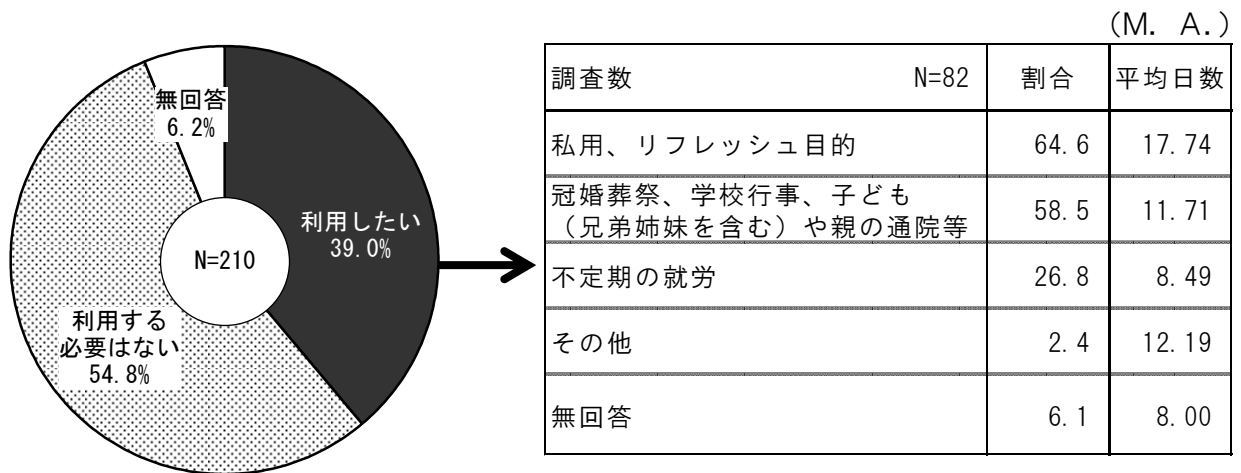
問 23 お子さんについて、日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業はありますか。 (M. A.)

調査数	N=210	割合	平均日数
一時預かり		0.5	10.00
幼稚園の預かり保育		13.3	9.64
ファミリー・サポート・センター		4.3	9.56
夜間養護等事業：トワイライトステイ		0.0	0.00
ベビーシッター		0.0	0.00
その他		1.0	14.00
利用していない		74.8	
無回答		6.2	

不定期に利用している事業の有無は、「利用していない」が74.8%、「幼稚園の預かり保育」が13.3%などとなっている。

(22) 不定期的に利用している事業の利用希望、利用希望内容

問 24 お子さんについて、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、年間何日くらい事業を利用する必要があると思いますか。

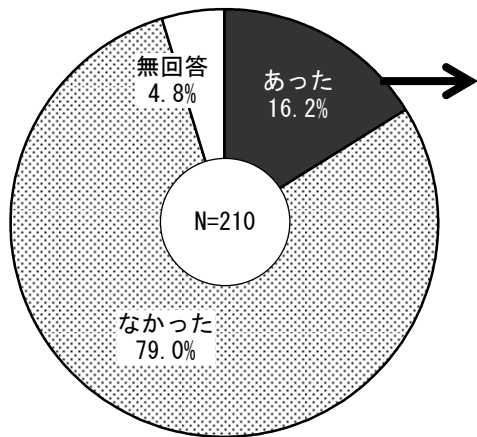


不定期的に利用している事業の利用希望は、「利用する必要はない」が54.8%、「利用したい」が39.0%となっている。

不定期的に利用している事業の利用希望内容は、「私用、リフレッシュ目的」が64.6%、「冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院等」が58.5%、「不定期の就労」が26.8%などとなっている。

(23) 泊りがけで子どもを家族以外へ預ける必要性、預ける必要があった時の対処法

問 25 この1年間に、保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気など）により、お子さんを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならないことはありましたか（預け先が見つからなかった場合も含みます）。



(M. A.)

調査数	N=34	割合	平均日数
(同居者を含む) 親族や知人にみてもらった		94.1	3.66
短期入所生活援助事業を利用した		0.0	0.00
認可外保育施設やベビーシッター等を利用した		0.0	0.00
仕方なく子どもを同行させた		8.8	8.33
仕方なく子どもだけで留守番をさせた		0.0	0.00
その他		0.0	0.00
無回答		0.0	

泊りがけで子どもを家族以外へ預ける必要性は、「なかった」が79.0%、「あった」が16.2%となっている。

泊りがけで子どもを家族以外へ預ける必要があった時の対処法は、「(同居者を含む) 親族や知人にみてもらった」が94.1%などとなっている。

10 小学校就学後の放課後の過ごし方について（お子さんが5歳以上である方）

(24) 希望する放課後の過ごし方（1～3年）、（4～6年）

問 26、問 27 お子さんについて、小学校1～3年生のうちは、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。（M. A.）

	1～3年 N=37		4～6年 N=37	
	割合	平均日数	割合	平均日数
自宅	54.1	2.88	59.5	2.63
祖父母宅や友人・知人宅	40.5	2.08	43.2	2.07
習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）	43.2	1.87	51.4	1.88
児童館	2.7	0.00	0.0	0.00
放課後子ども教室	29.7	2.10	24.3	2.11
放課後児童クラブ〔学童保育〕	27.0	4.50	16.2	4.67
ファミリー・サポート・センター	2.7	5.00	0.0	0.00
その他（公民館、公園など）	13.5	1.00	16.2	1.20
無回答	13.5		13.5	

希望する放課後の過ごし方（1～3年）は、「自宅」が54.1%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が43.2%、「祖父母宅や友人・知人宅」が40.5%などとなっている。

希望する放課後の過ごし方（4～6年）は、「自宅」が59.5%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が51.4%、「祖父母宅や友人・知人宅」が43.2%などとなっている。

放課後児童クラブの利用希望は、「利用希望はない」が59.5%、「1～3年の利用希望がある」が27.0%などとなっている。

「放課後児童クラブ（学童保育）」で過ごさせたいに○をつけた方にうかがいます。

(25) 放課後児童クラブの利用希望【土曜日】【日曜・祝日】

問 28 お子さんについて、土曜日と日曜日・祝日に、放課後児童クラブの利用希望はありますか。

単位：(人)

調査数	【土曜日】 N=10	【日曜・祝日】 N=10
1～3年生の間は利用したい	4	1
4年生になっても利用したい	0	0
5～6年生になっても利用したい	3	1
利用する必要はない	3	7
無回答	0	1

放課後児童クラブの土曜日の利用希望は7人、日曜日・祝日の利用希望は2人となっている。

(26) 放課後児童クラブの利用希望【長期休暇中】

問 29 お子さんについて、お子さんの夏休み・冬休みなどの長期の休暇期間中の放課後児童クラブの利用希望はありますか。

単位：(人)

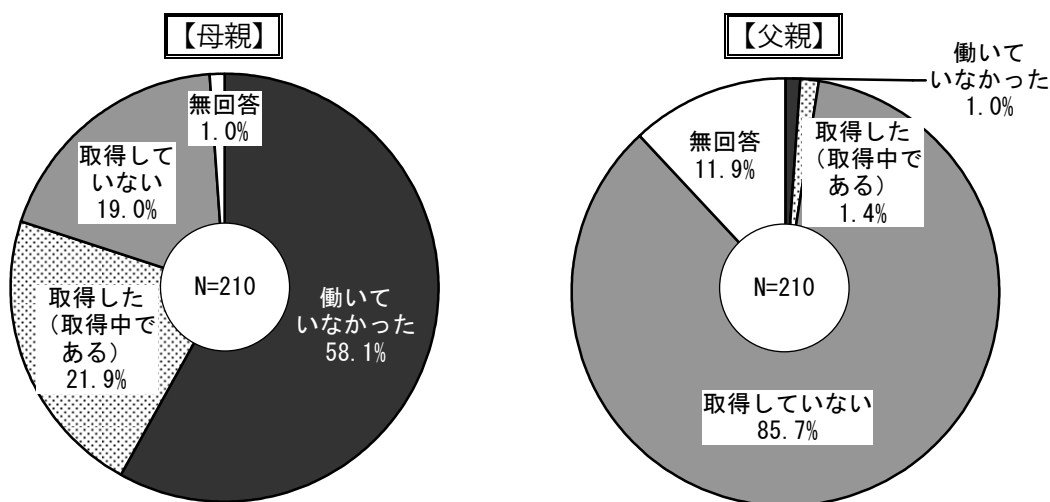
調査数	【長期休暇中】 N=10
1～3年生の間は利用したい	2
4年生になっても利用したい	2
5～6年生になっても利用したい	5
利用する必要はない	1
無回答	0

放課後児童クラブの長期休暇中の利用希望は9人となっている。

11 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について

(27) 子どもの出生時の育児休業の取得状況、育児休業を取得しなかった理由

問 30 お子さんが生まれた時、父母のいずれかもしくは双方が育児休業を取得しましたか。



育児休業を取得しなかった理由

(M. A.)

単位 (%)

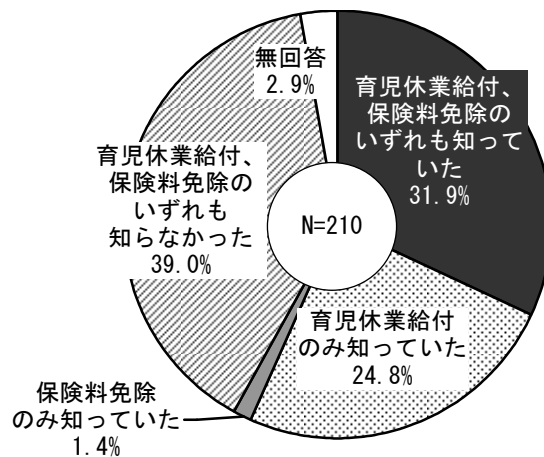
	【母親】 N=40	【父親】 N=180
1 位	子育てや家事に専念するため退職した 37.5	配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえる等、制度を利用する必要がなかった 43.3
2 位	職場に育児休業の制度がなかった 12.5	仕事が忙しかった 35.0
3 位	職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった 10.0	職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった 27.2
4 位	仕事に戻るのが難しかった 10.0	収入減となり、経済的に苦しくなる 23.3
5 位	仕事が忙しかった 7.5	配偶者が育児休業制度を利用した 14.4

【母親】子どもの出生時の育児休業の取得状況は、「働いていなかった」が58.1%、「取得した（取得中である）」が21.9%、「取得していない」が19.0%などとなっている。育児休業を取得しなかった理由は、「子育てや家事に専念するため退職した」が37.5%などとなっている。

【父親】子どもの出生時の育児休業の取得状況は、「取得していない」が85.7%などとなっている。育児休業を取得しなかった理由は、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえる等、制度を利用する必要がなかった」が43.3%、「仕事が忙しかった」が35.0%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が27.2%などとなっている。

(28) 原則1歳までの育児休業給付、満3歳までの育児休業中の保険料減免の認知

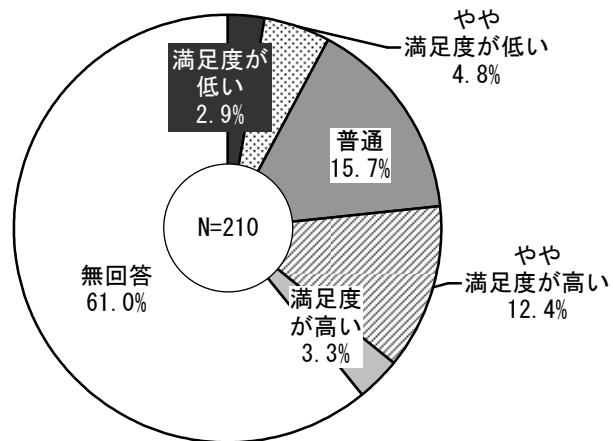
問 30-1 子どもが原則1歳（保育所における保育の実施が行われないなど一定の要件を満たす場合は1歳6ヶ月）になるまで育児休業給付が支給される仕組み、子どもが満3歳になるまでの育児休業等（法定の育児休業及び企業が法定を上回る期間設けた育児休業に準ずる措置）期間について健康保険及び厚生年金保険の保険料が免除になる仕組みがありますが、そのことをご存じでしたか。



原則1歳までの育児休業給付、満3歳までの育児休業中の保険料減免の認知は、「育児休業給付、保険料免除のいずれも知らなかった」が39.0%、「育児休業給付、保険料免除のいずれも知っていた」が31.9%「育児休業給付のみ知っていた」が24.8%などとなっている。

(29) 山北町における子育て環境や支援の満足度

問 31 お住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度についてお答えください。



山北町における子育て環境や支援の満足度は、「普通」が15.7%、「やや満足度が高い」が12.4%、「やや満足度が低い」が4.8%などとなっている。「満足度が高い」と「やや満足度が高い」を合わせた“満足派”は15.7%、「満足度が低い」と「やや満足度が低い」を合わせた“不満派”は7.7%で、“満足派”が“不満派”を上回っている。

第5章

施策の展開

- 1 教育・保育提供の区域の設定
- 2 保育の必要性の事由と認定区分
- 3 ニーズ量の見込みに対応した確保方策
(実施内容と実施時期の目標)
- 4 教育・保育及び地域型保育事業の確保方策
- 5 地域子ども・子育て支援事業の確保方策
- 6 その他の子ども・子育て関連事業の目標
- 7 認定こども園の普及に係る基本的な考え方
- 8 教育・保育施設及び地域型保育事業者等との
連携の推進
- 9 多様な事業者の参入意向の把握と参入促進

第5章 施策の展開

1 教育・保育提供区域の設定

山北町における教育・保育の提供区域については、山北町全域（行政区）とし、町外児童の受委託については、当該市町村と都度協議することとします。

2 保育の必要性の事由と認定区分

児童の年齢及び保育の必要性に応じて3つに区分して認定します。さらに、2号認定及び3号認定については、長時間（主にフルタイム就労を想定）及び短時間（主にパートタイム就労を想定）の2区分で保育必要量を認定することになります。

旧制度における「保育に欠ける」事由 (児童福祉法施行令)	新制度における「保育の必要性」の事由 (子ども・子育て支援法施行規則)
以下の①と②の両方を備えることが保育の実施条件 ①次のいずれかの事由に該当 ・昼間労働することが常態 ・妊娠、出産 ・保護者の疾病、障がい ・同居の親族を常時介護 ・災害復旧中 ・その他、上記に類する状態にある かつ ②同居の親族その他の者が保育することができない	以下の<u>いずれか</u>に該当することが保育の実施要件 ○就労（居宅内労働を含む） ※フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応。（短時間の就労は除く） ○妊娠、出産 ○保護者の疾病、障がい ○同居又は長期入院している親族の介護、看護 ○災害復旧中 ○求職活動中（起業準備を含む） ○就学（職業訓練を含む） ○虐待やDVのおそれ ○育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要 ○その他、上記に類する状態にあって市町村長が認める場合 ※同居の親族その他の者が保育することができる場合、保育の実施の優先度を調整することが可能

<認定区分>

		保育を必要とする	保育を必要としない
0～2歳児	3号認定	保育標準時間(11時間) 保育短時間(8時間)	
3～5歳児	2号認定	保育標準時間(11時間) 保育短時間(8時間)	1号認定 教育標準時間(3～4時間)

3 ニーズ量の見込みに対応した確保方策

（実施内容及び実施時期の目標）

子ども・子育て支援法の本格施行にあたり、幼稚園・保育所及び子育て支援事業は、その必要量に応じた適切な供給量とすることが必要です。必要量の見込みを算出するにあたっては、就学前児童の保護者を対象に、事前にアンケート調査を実施したことは前述のとおりですが、この調査結果を分析し、計画期間である平成27年度から平成31年度までの5年間の幼児期における学校教育・保育のニーズ量の見込みを算出しました。この、ニーズ量の見込みと山北町の現在の状況を照らし合わせ、提供されるべき教育・保育サービスの確保方策（実施内容及び実施時期の目標）を設定していきます。

なお、ニーズ量の見込みについては、国により示された手法（全国共通）に則り、アンケート調査の結果からニーズ量の見込みを算出し、これを基に、山北町子ども・子育て会議で審議され、確定した確保方策を講じていくこととなります。

以下の項目からは、各事業のニーズ量の見込みと確保方策を表にしたものを見ていくこととなります。ここで明らかになるのは、ニーズ量の見込みの値が、確保方策の値と同等か下回るようであれば適正な状態であると言えます。逆に、ニーズ量の見込みの値が、確保方策の値を上回るようであれば、サービス供給量が不足していることを示し、解消策を講じるべき状態にあると言えます。

4 教育・保育及び地域型保育事業の確保方策

まず、教育・保育については、ニーズが幼稚園・保育所の定員を下回る状況が続いており、さらには、今後、児童人口は減少していくことが見込まれるため、確保方策は現段階で充足していると言え、さらなる整備は不要であると言えます。

次に、幼稚園・保育所に代わる低年齢児の受け皿となる地域型保育事業については、既存幼稚園・保育所の充足率が低いことや、ニーズそのものがないことにより、当面、確保方策は不要とします。

一方、幼稚園・保育所の定員割れの状況を鑑み、既存施設の有効利用や集団保育・異年齢交流の優位性を検討しつつ、幼稚園と保育所の一体化による幼保連携型認定こども園について、平成 29 年度の設置を目標に検討を進めていきます。

教育・保育の質に関しては、障害児保育や産休・育休の保育利用、預かり保育等の現在実施している事業の縮小はせず、維持もしくは拡充を図るよう、努めていきます。

(単位：人)

年 度		平成 27 年度							
教育・保育施設 地域型保育事業		1 号	2 号		3 号			合 計	
		3～5 歳	3～5 歳		0 歳	1～2 歳	小 計		
			幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記以外					
①ニーズ量の見込み		64	13	106	17	61	78	261	
②確保方策	教育・ 保育施設	認定こども園						0	
		幼稚園	267	13				280	
		保育所			187	17	66	83	270
	地域型 保育事業	家庭的保育事業				0	0	0	0
		小規模保育事業				0	0	0	0
		居宅訪問型保育事業				0	0	0	0
		事業所内保育事業				0	0	0	0
	認可外保育施設								0
	合 計		267	13	187	17	66	83	550
②－①		203	0	81	0	5	5	289	

(単位：人)

（単位：人）

年 度			平成28年度						
教育・保育施設 地域型保育事業			1号	2号		3号			合 計
			3～5歳	3～5歳		0歳	1～2歳	小 計	
				幼児期の 学校教育 の利用希望が強い	左記以外				
①ニーズ量の見込み			58	12	97	16	64	80	247
②確保方策	教育・保育施設	認定こども園							0
		幼稚園	268	12					280
		保育所			187	17	66	83	270
	地域型保育事業	家庭的保育事業				0	0	0	0
		小規模保育事業				0	0	0	0
		居宅訪問型保育事業				0	0	0	0
		事業所内保育事業				0	0	0	0
	認可外保育施設								0
	合 計		268	12	187	17	66	83	550
	②－①			210	0	90	1	2	3

(単位：人)

年 度			平成29年度						
教育・保育施設 地域型保育事業			1号	2号		3号		合 計	
			3～5歳	3～5歳		0歳	1～2歳		小 計
				幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記以外				
①ニーズ量の見込み			61	12	101	16	63	79	253
②確保方策	教育・ 保育施設	認定こども園	128	12	63	7	20	27	230
		幼稚園	140	0					140
		保育所			124	10	46	56	180
	地域型 保育事業	家庭的保育事業				0	0	0	0
		小規模保育事業				0	0	0	0
		居宅訪問型保育事業				0	0	0	0
		事業所内保育事業				0	0	0	0
	認可外保育施設								0
	合 計		268	12	187	17	66	83	550
	②－①			207	0	86	1	3	4

(単位：人)

（単位：人）

年 度			平成30年度						
教育・保育施設 地域型保育事業			1号	2号		3号			合 計
			3～5歳	3～5歳		0歳	1～2歳	小 計	
				幼児期の 学校教育 の利用希望が強い	左記以外				
①ニーズ量の見込み			58	12	97	15	61	76	243
②確保方策	教育・ 保育施設	認定こども園	128	12	63	7	20	27	230
		幼稚園	140	0					140
		保育所			124	10	46	56	180
	地域型保育事業	家庭的保育事業				0	0	0	0
		小規模保育事業				0	0	0	0
		居宅訪問型保育事業				0	0	0	0
		事業所内保育事業				0	0	0	0
	認可外保育施設								0
	合 計		268	12	187	17	66	83	550
	②－①			210	0	90	2	5	7

(単位：人)

年 度				平成31年度						
教育・保育施設 地域型保育事業				1号	2号		3号		合 計	
				3～5歳	3～5歳		0歳	1～2歳		小 計
					幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記以外				
①ニーズ量の見込み				60	12	100	15	59	74	246
②確保方策	教育・ 保育施設	認定こども園	128	12	63	7	20	27	230	
		幼稚園	140	0					140	
		保育所			124	10	46	56	180	
	地域型 保育事業	家庭的保育事業				0	0	0	0	
		小規模保育事業				0	0	0	0	
		居宅訪問型保育事業				0	0	0	0	
		事業所内保育事業				0	0	0	0	
	認可外保育施設								0	
	合 計		268	12	187	17	66	83	550	
	②－①			208	0	87	2	7	9	304

【保育利用率の目標値】

保育利用率とは、満3歳未満の子どもの数の全体に占める3号認定子どもの利用定員数の割合を言います。計画期間内の各年度における目標は、次のとおりです。

割合が100%に近づくにつれ、ニーズ量の有無に関わらず定員が確保されている状況にあることを示します。本町の場合は、児童人口が減少傾向にあるので、年数を追うごとに、全数に対する定員数が充実していくこととなります。

また、近年、全国的に問題となっている保育所入所待機児童については、山北町で発生したことはなく、定員は十分に確保されている状況であるとともに、今後のニーズ量も定員を下回る見込みであるので、過大な目標は設定する必要はなく、児童の人口に応じて、定員数の維持又は縮小に目標を設定するのが妥当です。

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
3号認定定員	83 人	83 人	83 人	83 人	83 人
3歳未満児	168 人	173 人	169 人	164 人	158 人
割 合	49.4%	48.0%	49.1%	50.6%	52.5%

(参考) 教育・保育施設の充足率

教育・保育施設（幼稚園・保育所）の平成21年度から平成26年度の利用実績及び充足率については次のとおりです。充足率とは、定員に対してどの程度の児童が利用しているかを示すもので、すべての幼稚園・保育所、年度において、利用希望が定員を下回っていた状態であることが分かります。

■幼稚園

(学校基本調査 各年度5月1日現在)

名 称	定 員		入 園 児 童 数						
			年 齢	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
山 北 幼 稚 園	140		3 歳	4	13	5	5	11	4
			4 歳	23	8	14	6	10	14
			5 歳	17	23	7	12	6	10
			合 計	44	44	26	23	27	28
			充足率	31.4%	31.4%	18.6%	16.4%	19.3%	20.0%
岸 幼 稚 園	105		3 歳	10	14	15	15	10	17
			4 歳	17	16	13	18	17	11
			5 歳	14	17	14	13	16	18
			合 計	41	47	42	46	43	46
			充足率	39.0%	44.8%	40.0%	43.8%	41.0%	43.8%
三 保 幼 稚 園	35		3 歳	5	4	2	4	3	1
			4 歳	2	5	3	2	4	3
			5 歳	0	2	4	3	2	3
			合 計	7	11	9	9	9	7
			充足率	20.0%	31.4%	25.7%	25.7%	25.7%	20.0%
合 計	280		3 歳	19	31	22	24	24	22
			4 歳	42	29	30	26	31	28
			5 歳	31	42	25	28	24	31
			合 計	92	102	77	78	79	81
			充足率	32.9%	36.4%	27.5%	27.9%	28.2%	28.9%

■保育所

(福祉課 各年度4月1日現在)

名 称	定 員		年 齢	入 所 児 童 数					
				21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
わかば保育園	0～2歳	27	0 歳	0	2	1	0	2	1
			1 歳	6	6	7	7	5	6
			2 歳	8	10	10	11	8	9
	3～5歳	63	3 歳	13	11	13	18	17	13
			4 歳	19	15	16	15	19	17
			5 歳	18	19	16	17	17	20
	合 計	90	合 計	64	63	63	68	68	66
			充足率	71.1%	70.0%	70.0%	75.6%	75.6%	73.3%
向 原 保 育 園	0～2歳	40	0 歳	2	4	2	6	3	0
			1 歳	6	3	12	3	11	9
			2 歳	12	9	8	14	6	14
	3～5歳	80	3 歳	15	19	14	10	19	4
			4 歳	18	11	21	18	11	22
			5 歳	19	19	12	23	18	10
	合 計	120	合 計	72	65	69	74	68	59
			充足率	60.0%	54.2%	57.5%	61.7%	56.7%	49.2%
清 水 保 育 園	0～2歳	16	0 歳	-	-	-	-	-	-
			1 歳	-	-	-	-	-	-
			2 歳	-	-	-	-	-	-
	3～5歳	44	3 歳	休 園	0	0	休 園	休 園	休 園
			4 歳		2	0			
			5 歳		0	2			
	合 計	60	合 計		2	2			
			充足率	0.0%	3.3%	3.3%	0.0%	0.0%	0.0%
合 計	0～2歳	83	0 歳	2	6	3	6	5	1
			1 歳	12	9	19	10	16	15
			2 歳	20	19	18	25	14	23
	3～5歳	187	3 歳	28	30	27	28	36	17
			4 歳	37	28	37	33	30	39
			5 歳	37	38	30	40	35	30
	合 計	270	合 計	136	130	134	142	136	125
			充足率	50.4%	48.1%	49.6%	52.6%	50.4%	46.3%

5 地域子ども・子育て支援事業の確保方策

(1) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業については、既に子育て支援センターを運営しているところであり、ニーズに对应していると言えます。また、ニーズ量も、児童人口に伴って減少傾向を見込んでおり、過度の整備は不要の状況であるとも言え、現状維持を基本に、状況に応じて要否の検討をしていきます。

なお、本事業は相談支援を主たる業務としているため、定員の概念はありません。

地域子育て支援拠点事業	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①ニーズ量の見込み(人日)	567	584	571	554	534
②確保方策(か所)	1	1	1	1	1

(2) 預かり保育（幼稚園在園児を対象とした一時預かり）

預かり保育（幼稚園在園児を対象とした一時預かり）については、既に山北町のすべての幼稚園で実施しており、ニーズに対応していると言えます。確保方策は、これまでの実績をベースに児童人口の減少に伴って減少させる方向で調整します。

預かり保育（在園児対象）		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①ニーズ量の見込み(人日)	1号認定	456	414	434	414	427
	2号認定	124	113	118	113	116
②確保方策(人日)		620	620	620	600	600
②-①		50	93	68	73	57

(3) 一時預かり事業（幼稚園在園児対象型を除く）等

幼稚園在園児対象型を除く保育所等での一時預かりや、ファミリー・サポート・センター、トワイライトステイは、同様の事業の性格となっているため、ニーズ量に対して3つの受け皿で対応することとなります。

山北町では、ファミリー・サポート・センター事業を既に実施しており、ニーズに対応していると言えます。確保方策は、これまでの実績をベースに、児童人口の減少に伴って減少させる方向で調整します。

一時預かり(非在園児対象型)		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①ニーズ量の見込み(人日)		118	116	116	112	112
②確保方策(人日)	一時預かり事業	0	0	0	0	0
	ファミリー・サポート・センター	720	720	720	700	700
	トワイライトステイ	0	0	0	0	0
②-①		602	604	604	588	588

(4) 病児保育事業

病児保育事業については、現在、ニーズに応えるサービスの提供ができない状況にあります。今後は、医療機関等と連携を図り、広域圏で病児・病後児保育の実施を検討します。

病児保育事業		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①ニーズ量の見込み(人日)		28	27	27	26	26
②確保 方策 (人日)	病児保育事業	0	27	27	26	26
	ファミリーサポートセンター (病児・緊急対応 強化型)	0	0	0	0	0
②－①		△28	0	0	0	0

(5) 利用者支援事業

利用者支援事業については、ニーズがないため、当面、確保方策は不要とします。今後は、子育て支援センターとの連携も含み、必要に応じて実施の検討をしていきます。

利用者支援事業	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①ニーズ量の見込み(か所数)	0	0	0	0	0
②確保方策(か所数)	—	—	—	—	—
②－①	0	0	0	0	0

(6) 妊婦健康診査

妊婦健康診査については、医療機関と連携して既に実施している事業であり、ニーズに対応していると言えます。確保方策は、これまでの実績をベースに必要な応じて調整を図っていきます。

妊婦に対する健康診査		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①ニーズ量の見込み(健診回数)		100	100	100	100	100
②確保方策	実施場所	医療機関	医療機関	医療機関	医療機関	医療機関
	実施体制(人)	—	—	—	—	—
	検査項目	・血液検査 ・子宮頸がん検診 ・B群溶血性レンサ球菌検査 ・ヒト白血病ウィルス1型抗体検査 ・超音波検査				
	実施時期	通年	通年	通年	通年	通年

※健診回数は、一人あたりの健診回数に見込まれる人数を乗じたもの。

（７）乳児家庭全戸訪問事業（妊産婦・赤ちゃん訪問）

乳児家庭全戸訪問事業（妊産婦・赤ちゃん訪問）については、町職員（保健師含む）による直営で既に実施している事業であり、ニーズに対応していると言えます。確保方策は、これまでの実績をベースに必要な応じて調整を図っていきます。

乳児家庭全戸訪問事業		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①ニーズ量の見込み(人)		70	70	70	70	70
②確保方策	実施体制(人)	4	4	4	4	4
	実施機関	直営	直営	直営	直営	直営
	委託団体等	—	—	—	—	—

（８）養育支援訪問事業

養育支援訪問事業については、ニーズがないため、当面、確保方策は不要とします。今後は、必要に応じて実施の検討をしていきます。

養育支援訪問事業		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①ニーズ量の見込み(人)		0	0	0	0	0
②確保方策	実施体制(人)	—	—	—	—	—
	実施機関	—	—	—	—	—
	委託団体等	—	—	—	—	—
②－①		0	0	0	0	0

（９）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、既に実施している事業であり、ニーズに応じていると言えます。利用は登録制であり、その形態は、毎日利用や週に数回利用というように利用者の希望が様々ですので、面積基準に従い、一日あたりの利用者が定員を超えなければ適正な状態にあります。

山北町においては、一日あたりの利用児童数が定員数を恒常的に下回っており、現状のままでもニーズ量に対応できる状況です。今後は、定員割れの状況を鑑みて、対象学年を小学校４年生までとしていたものを小学校６年生までに拡充を図り、開所時間の延長等、必要に応じて調整を行っていきます。

放課後児童健全育成事業		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①ニーズ量の見込み(人)		70	70	70	70	70
②確保方策	登録児童数(人)	95	94	87	107	82
	定員数(人)	70	70	70	70	70
	クラブ数	1	1	1	1	1
	実施場所(か所数)	1	1	1	1	1
	指導員配置数(人)	5	5	5	5	5
②(定員数)－①		0	0	0	0	0

（10）延長保育事業

延長保育については、保育所の開所時間内で保育の実施が完結していることから、ニーズがなく、当面、確保方策は不要とします。今後は保育短時間認定の状況も加味しつつ、必要に応じて実施の検討をしていきます。

延長保育事業		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①ニーズ量の見込み(か所数)		0	0	0	0	0
②確保方策	実施体制(人)	—	—	—	—	—
	実施施設数	—	—	—	—	—
②－①		0	0	0	0	0

（11）短期入所生活援助（ショートステイ）

短期入所生活援助（ショートステイ）については、ニーズがないため、当面、確保方策は不要とします。今後は、必要に応じて実施の検討をしていきます。

短期入所生活援助		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①ニーズ量の見込み(人日)		0	0	0	0	0
②確保方策(人日)		—	—	—	—	—
②－①		0	0	0	0	0

6 その他の子ども・子育て関連事業の目標

(1) 特別な支援が必要な子どもに対する支援

乳幼児健康診査において把握された心身の発育発達の支援を必要とする子に対し、身体面では、医療機関に委託して実施している精密健康診査、小田原保健福祉事務所の「子ども発達専門相談」等を利用して、事後指導をしています。

精神発達面では、言葉の遅れや環境的な要因による生活習慣上の支援を必要とする子ども等に対し、親子教室で集団遊びを通しての経過観察や、保護者への育児相談を実施しています。

なお、支援を必要とする児童の保育の実施にあたっては、これまでと同様に、保育士の加配により各保育所での受け入れ体制を築きます。

また、外国人家庭は、子育てをはじめ地域社会と接触する様々な場面で、言語、習慣、文化の違い等から、不安や不自由さを感じることがあります。山北町では、すべての児童が健やかに成長できるよう、各々が抱える課題や状況に応じた対応をするため、関係機関との相談・連携体制の構築を図っていきます。

山北町内の相談窓口としては、子育て支援センター、保険健康課、福祉課、民生委員児童委員などが挙げられます。さらに専門的な相談が必要な場合は、小田原児童相談所や小田原保健福祉事務所などが相談に応じています。

(2) 障がい児に対する支援

ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいのある子どもが社会の一員として地域社会で、それぞれが自立できるような体制・環境づくりが求められています。今後、障がいのある子どもと、ない子どもとのふれあいの機会の提供を継続していくとともに、療育体制の整備、居宅支援事業の推進、特別支援学級による教育的支援等により、家庭や地域、学校など様々な場面で障がいのある子どもと、ない子どもがともに成長していけるような環境づくりを促進し、障がい児とその保護者を支援する体制の強化に努めます。

(3) 児童虐待防止対策（要保護児童対策協議会）の充実・強化

虐待を受けた児童などに対する市町村の体制強化を固めるために、関係機関が連携して設置されている要保護児童対策協議会では、児童虐待への対応について、年齢別（新生児・乳児期・学齢期前・就学後など）、種類別（身体的虐待・精神的虐待・ネグレクトなど）、養育環境別（精神不安定の母親、ひとり親家庭など）、といった様々な事例を用いて検討し、児童虐待の防止に努めています。今後も連携体制を維持しながら情報共有を図り、被害を受けた子どもの早期の発見・対応に努め、研修の受講による協議会構成員の専門性の向上や、相談体制・個別支援の強化を図りつつ、養育支援訪問の必要性や乳児家庭全戸訪問も含んだ各訪問事業との連携実施について検討していきます。

（４）ひとり親家庭の自立支援の推進

全国的な離婚率の増加を背景に、ひとり親世帯は今後も増加することが見込まれており、子育てをする上で経済的、社会的、精神的と多様な問題や悩みを抱えています。特に、経済的支援を必要とする場合が多いひとり親家庭に対し、児童扶養手当の支給や、医療費助成、社会福祉協議会と連携した生活福祉資金の貸付など、ひとり親家庭の自立と生活の安定に向けた支援を継続していきます。

（５）仕事と生活の調和と基盤整備

男女雇用機会均等法や育児休業法により女性の働く環境は整備されてきていますが、依然として労働条件の待遇に性別格差が見られる事例があり、仕事と家庭とを両立させる体制の強化が必要となっています。雇用環境の向上のため、町民や事業者に対して普及啓発に努め、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を促進するとともに、家事や子育てを役割分担するなど、男女を問わず個人がその個性と能力を発揮できる、男女がともに参画する社会環境づくりを進めます。

（６）放課後子ども総合プラン（放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携）

これまで、放課後子どもプランにより、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携は推進されてきましたが、平成 26 年、国は放課後子ども総合プランを打ち出し、全国的に放課後児童クラブと放課後子ども教室の、より一層の連携・一体化を目指すこととなりました。

山北町では、従前から川村小学校内で、放課後児童クラブと放課後子ども教室が、連携して実施・運営していることから、同一敷地内の一体型クラブ・教室として位置付けられており、双方の児童の合同による活動で異年齢交流を促進しています。具体的には、放課後子ども教室の実施日には、放課後児童クラブの登録児童も放課後子ども教室のプログラムで過ごし、放課後子ども教室の終了時間とともに放課後児童クラブへ移行する形を取っています。今後は、放課後児童クラブと放課後子ども教室の関係性を維持しつつ、利用者のニーズや地域性を考慮し、実施日の増加や活動内容の工夫、小学校の空き教室が生じた際の有効活用の可能性の検討等、必要に応じて事業の拡充について検討を図っていきます。

また、放課後児童クラブを所管する福祉課と、放課後子ども教室を所管する生涯学習課とで、連携・協力体制を築き、情報の共有や円滑な運営を目指すため、運営委員会を設置します。

放課後子ども教室	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
実施か所数	1	1	1	1	1
（うち一体型）	（1）	（1）	（1）	（1）	（1）
実施回数	週 1 日	週 1 日	週 1 日	週 1 日	週 1 日

7 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園の普及については、平成 25 年、「山北町幼稚園・保育園のあり方基本方針」の策定にあたり、幼稚園・保育所の現状と課題を整理し、それぞれの施設設置・運営のあり方を検討しました結果、山北幼稚園とわかば保育園が近接しており、低年齢児保育の一層の充実、幼児教育の質の向上、集団保育の確保、既存施設及び人材の有効活用等の観点から、2つの施設の連携による幼保連携型認定こども園の設置が望ましいと判断しました。

これを受け、平成 26 年には、町の施策推進のための重要な組織としての位置付けを持つ、「山北町幼保連携型認定こども園開設推進会議」を設置し、平成 29 年度の幼保連携型認定こども園の設置を目指し、検討を進めていくこととしました。今後は、作業部会により具体的に調査研究を推進し、関係機関と調整を図っていくとともに、幼稚園教諭と保育士の交流・情報交換の場や研修を行う上での必要な支援を講じていきます。

なお、教育・保育の確保方策における平成 29 年度以降の部分については、山北幼稚園とわかば保育園の定員数を確保したうえで、幼保連携型認定こども園となることを想定した値としています。

8 教育・保育施設及び地域型保育事業者等との連携の推進

山北町におけるすべての教育・保育施設は公立のものであり、地域型保育事業についても、それらの定員が確保されていることから、民間事業者の参入は現在のところありません。今後も、確保方策が充足していることから、地域型保育事業の実施は当面不要としていますが、ニーズの動向や社会情勢を注視しつつ、必要に応じて参入の意向がある事業者と協議し、運営にあたっては既存施設と協調・連携を図ります。

また、幼・保・小連携については、従前から合同教育・保育を実施していますが、今後は、幼保連携型認定こども園の開設を目指すとともに、連携・交流の活性化を図り、生活や学びの連続性を重視した教育・保育を推進します。

9 多様な事業者の参入意向の把握と参入促進

子ども・子育て支援新制度では、子育て支援サービスの提供を安定的に確保するため、公営の施設・事業によるサービス提供のみならず、民間事業者の参入を促進しています。

山北町では、これまでお示ししてきたとおり、幼稚園・保育所の設置は公立のみ、子育て支援事業各種は町が主体となって実施している状況であり、これらの充足率やニーズ量を踏まえると、既に一定量の確保方策が講じられており、民間事業者の参入の余地がないのが現状です。

また、児童人口も増加傾向は見られないことも考慮し、今後は、ニーズ量に応じた適切な保育の提供を行っていくために、公営施設・事業が不足する事態となった場合等に、必要に応じて民間事業者の参入意向の把握や参入の促進を図っていきます。

第6章

計画の推進

- 1 計画の推進体制
- 2 専門的な知識及び技術を要する支援に関する
神奈川県との連携
- 3 進捗状況の管理

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたって、関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育所・幼稚園など子ども・子育て支援事業者、学校、企業、町民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。新たな課題についても、積極的に早期に取り組んでいきます。

2 専門的な知識及び技術を要する支援に関する神奈川県との連携

児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、神奈川県が行う施策との連携を図るとともに、町の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

3 進捗状況の管理

子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価することが重要であると考えます。子ども・子育て支援の推進においては、柔軟で総合的な取組が必要であることから、この取組を評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、有識者や教育・保育の利用当事者等の町民委員から構成される山北町子ども・子育て会議において、様々な視点に立って点検および評価を各年度で行い、施策の改善につなげていきます。

資 料 編

山北町子ども・子育て会議条例

山北町子ども・子育て会議審議経過

山北町子ども・子育て会議委員名簿

山北町子ども・子育て会議条例

(平成 25 年 6 月 6 日条例第 32 号)

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、山北町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

2 会議は、前項に規定する事務に関し、必要に応じて町長に意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 会議の委員(以下「委員」という。)は 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他町長が必要と認める者のうちから、町長が委嘱する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に、会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(協力の要請)

第 7 条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見又は説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所掌する課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

山北町子ども・子育て会議審議経過

年 度	月 日	内 容	
平成 25 年度	8 月 29 日	第 1 回会議	山北町子ども・子育て会議の設置について 今後のスケジュールについて
	9 月 17 日	第 2 回会議	ニーズ調査(事前調査)について
	3 月 26 日	第 3 回会議	ニーズ調査集計結果について 子ども・子育て支援事業計画について 次世代育成支援行動計画(後期計画)について 平成 26 年度のスケジュールについて
平成 26 年度	7 月 7 日	第 1 回会議	教育・保育の見込み量について 提供区域及び 3 号認定の下限時間の設定について 提供体制の確保及び実施時期(案)について 認定こども園開設推進会議の設置について
	11 月 25 日	第 2 回会議	子ども・子育て支援法等に基づく町条例の制定について 山北町子ども・子育て支援事業計画(案)について
	3 月 30 日	第 3 回会議	山北町子ども・子育て支援事業計画(案)に対するパブリックコメントの結果について 山北町子ども・子育て支援事業計画の策定について 今後の山北町子ども・子育て会議について

山北町子ども・子育て会議委員名簿

(平成 26 年度)

氏 名	所 属	役 職
河 合 剛 英	山北町社会教育委員会議 議長	副会長
關 由 美	山北町民生委員児童委員協議会 主任児童委員	
井 上 や よ い	元気っ子クラブ	
高 橋 あ け み	特定非営利活動法人まみい	
宮 坂 昌 克	やまきた児童クラブ 施設長	
安 藤 恵 子	子育て支援センター アドバイザー	
飯 田 佳 寿 枝	山北町立清水小学校 教頭	
石 田 節 子	山北町立山北幼稚園 園長	
池 田 早 智 子	山北町立向原保育園 園長	
瀬 戸 安 美	山北町健康普及員 会長	会 長
杉 本 幾 美	山北町幼稚園保護者会連絡協議会 代表	
湯 川 春 奈	山北町立向原保育園保護者会 会長	
井 上 俊 之	町民委員	
今 村 敏 雄	町民委員	
井 上 香	町民委員	

(事 務 局)

山 崎 隆 子	山北町福祉課 課長	
湯 川 晴 子	山北町福祉課 副主幹	
磯 崎 晃	山北町福祉課 主任主事	
市 川 江 子	山北町保険健康課 主幹	
大 庭 菜 穂 子	山北町教育委員会学校教育課 指導主事	

山北町子ども・子育て支援事業計画

発 行 日 平成27年3月

発 行 山北町福祉課

住 所 〒258-0195

神奈川県足柄上郡山北町山北1301番地4

電 話 0465-75-3644

<http://www.town.yamakita.kanagawa.jp/>

協 力 株式会社 社会構想研究所

